

東京都勝山学園
事業継続計画及び対応マニュアル
(震災時)

平成25年3月
【平成27年10月改定】

東京都社会福祉事業団

はじめに

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの死者・行方不明者が発生するとともに、水道・電気・ガスといった日常生活に不可欠なライフラインが停止しました。
- このような大規模な震災が発生した場合においても、利用者の命と生活を預かる事業団各施設は、利用者及び職員の安全を確保し、被害を最小限に抑え、利用者の生活の維持に不可欠で中断が許されない業務を継続していく責務があります。
- このため、これまでも、各園において食料の備蓄や避難訓練の実施等に取り組んできたところですが、今年度は、事務局及び各園が一体となって平常時における対策や発生時における対応について検討を重ね、この度「事業団の事業継続計画及び災害発生時における対応マニュアル」を作成いたしました。
- 作成にあたっては、事業団共通の取組事項を確保するとともに、複数施設を持つ事業団の強みを生かせるよう、事務局が作成した共通の素案を基にしつつ、各園において、所在する自治体の防災計画や現場の実態を踏まえた具体的で実践的な内容となるよう、各現場の職員の意見を取り入れています。
- また、対応マニュアルについては、発生後1時間以内に行うこと等、時間の経過にあわせて具体的な行動や注意事項を記載するとともに、チェックリストや写真の添付等により、必要な事項を確実に実行できるよう工夫しています。

特に、夜間や休日に災害が発生した場合は、経験年数が浅い少数の職員で判断・対応しなければならないことも想定されるため、特に重要な課題と捉え、具体的にいつ何を判断し、どのように行えばいいのかわかりやすく作成することを念頭に検討しました。
- さらに、災害時要援護者の受け入れについては、社会福祉施設として求められる役割を果たすことができるよう、自治体の意向を確認のうえ積極的に取り組むこととし、複数の施設で協定を締結したところです。

なお、自治体から二次避難所に指定されていない施設においても、災害時に緊急要請を受けた場合や、事業団施設間で利用者の受け入れを行った場合の参考になるよう、対応策を検討しています。
- 今後は、災害時において必要な業務を効果的に行えるよう、作成した「事業継続計画及び発生時における対応マニュアル」の内容を周知し、訓練を繰り返し実施するとともに、その過程で明らかになった課題の対応策を反映し改善していくことが必要です。

利用者及び職員の安全と生活を守れるよう、職員一人ひとりが、平常時から対策にこころがけ、災害時には課せられた役割を果たしていきます。

平成25年3月25日

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団

目 次

I 事業継続計画（BCP）

第1章 事業継続計画（BCP）の基本的な考え方

- 1 事業継続計画（BCP）策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 3 策定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁

第2章 計画の前提とする被害想定

- 1 地震及び津波の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 2 建物やライフライン等の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- 3 職員確保や業務等における被害（影響）の想定・・・・・・・・・・・・ 4 頁

第3章 災害時における組織体制

- 1 事業団総合災害対策本部の構成等（日中）・・・・・・・・・・・・ 6 頁
- 2 事業団総合災害対策本部の構成等（夜間・休日）・・・・・・・・・・・・ 8 頁
- 3 勝山学園災害対策本部の構成等（日中）・・・・・・・・・・・・ 9 頁
- 4 勝山学園災害対策本部の構成等（夜間・休日）・・・・・・・・・・・・ 11 頁

第4章 災害時における連絡体制・情報の収集等

- 1 勝山学園災害対策本部の設置場所及び連絡先・・・・・・・・・・・・ 12 頁
- 2 連絡手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁
- 3 関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 頁
- 4 災害関連情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 頁

第5章 職員の配備態勢及び参集

- 1 職員の配備態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁
- 2 職員の参集可能人数（想定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁
- 3 勤務時間外職員の参集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 頁
- 4 勤務中職員の一斉帰宅の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 頁

第6章 災害時に優先して実施する業務

- 1 災害時優先業務の抽出（業務の評価分類）・・・・・・・・・・・・ 22 頁
- 2 災害時優先業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 頁
- 3 縮小・中断する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 頁
- 4 災害時における、業務縮小目安表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 頁

第7章 平常時における備え

- 1 備蓄品の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・25 頁
- 2 施設・設備の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・25 頁
- 3 ライフライン等停止時の対応策の検討・・・・・・・・25 頁
- 4 訓練の実施・計画の見直し等・・・・・・・・・・26 頁

第8章 津波への対応

- 1 津波想定（最大）・・・・・・・・・・・・・・・・・・27 頁
- 2 避難方針（津波予想別）・・・・・・・・・・・・・・27 頁
- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27 頁

II 災害発生時における緊急対応マニュアル

第1章 概ね1時間以内に行うこと

- 1 発生直後の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・30 頁
- 2 非常放送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31 頁
- 3 安全な場所への避難誘導・・・・・・・・・・・・・・32 頁
- 4 災害対策本部の立ち上げ及び第1回対策会議・・・・・・・・33 頁
- 5 利用者・職員の安否確認・・・・・・・・・・・・・・35 頁
- 6 救護所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36 頁
- 7 設備・施設の状況確認、代替措置の実施・・・・・・・・37 頁
- 8 事業団事務局等への被災状況の報告（速報）・・・・45 頁

第2章 概ね24時間以内に行うこと

- 1 備蓄品の使用準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・46 頁
- 2 当面の支援方針及び役割分担の確認・・・・・・・・・・46 頁
- 3 主な優先業務の具体的実施方法等・・・・・・・・・・47 頁
- 4 各設備業者や利用者家族等への連絡・・・・・・・・・・49 頁

第3章 概ね72時間以内に行うこと

- 1 救援物資の受け入れ体制の確保・・・・・・・・・・・・50 頁
- 2 ボランティア受け入れ体制の確保・・・・・・・・・・・・50 頁
- 3 災害時要援護者（避難者）の受入の準備・・・・・・・・51 頁
- 4 事業団施設間における応援体制（調整の仕組み）・・・・51 頁
- 5 復旧にむけた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・52 頁

III 避難者（災害時要援護者）の受け入れ

第1章 平常時における取り組み

- 1 基本的な考え方等・・・・・・・・・・・・・・・・・・55 頁
- 2 平常時に検討する事項、自治体との事前調整・・・・・・・・56 頁
- 3 自治体との協定書の締結・・・・・・・・・・・・・・・・58 頁
- 4 職員への周知や訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・59 頁
- 5 要援護者の特性に応じた対応・・・・・・・・・・・・60 頁

第2章 災害発生時における対応マニュアル（二次避難所）

- 1 二次避難所の開設に向けた直前の準備・・・・・・・・・・62 頁
- 2 二次避難所の開設・運営・・・・・・・・・・・・・・・・67 頁
- 3 二次避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71 頁
- 4 費用の請求等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71 頁

IV 資料・様式編

NO	項目	備考	頁
1	初動対応チェックリスト		
2	事業所被害状況等報告書		
3	応援体制の調整票（事業団職員の施設間派遣）		
4	災害時連絡用紙		
5	災害対策本部の物品一覧		
6	備蓄物品一覧		
7	各自で用意したい防災用品一覧（携行・職場に保管）		
8	参集時の服装・持ち物一覧		
9	参集途上の被災状況報告書		
10	参集職員受付簿		
11	職員参集状況集計表		
12	利用者・職員の安否確認兼報告書		
13	各寮の施設・設備等点検報告書		
14	災害対策会議録		
15	鋸南町地震ハザードマップ 建物倒壊危険度・液状化危険度		
16	鋸南町地震ハザードマップ 揺れやすさ・防災マップ		
17	業務用 LP ガス保安ガイド		
18	海からの距離		
19	備蓄防災用品		
20	大災害時用救急箱・薬品等		
21	消防計画		
22	非常連絡網		
23	災害時非常配備態勢		

I 事業継続計画 (BCP)

第1章 事業継続計画（BCP）の基本的な考え方

1 事業継続計画（BCP）策定の意義

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、地震や大事故等の危機事案に備え、被害を最小限に抑え、必要な業務が継続できるよう、事前に定める計画である。

首都直下地震等が発生した場合は、施設自体も被災する可能性が高く、平常時の人員や環境を前提とした業務を行うことはできないことが想定されるが、こうした状況においても、都立施設を預かる指定管理者として、利用者・職員の生命及び安全を守るとともに、施設機能を維持していかなければならない。

このため、災害発生時に優先して遂行する業務を事前に定め、限られた人員や資源を効率的に投入し、必要な業務の継続と早期復旧を図ることができるよう、事業継続計画を作成する。

2 目標

（1）利用者及び職員の安全の確保

利用者及び職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめる。

（2）施設機能の維持

利用者の生活の維持に不可欠で中断を許されない業務の継続に優先して取り組むとともに、通常の施設運営への早期復旧に努める。

（3）災害時要援護者等の受け入れ

施設利用者等の安全の確保を前提に、地域の災害時要援護者の受け入れ等、公的な社会福祉施設として求められる役割を積極的に果たす。

3 策定の基本方針

（1）事業の中断が「利用者及び職員の安全の確保」、「施設機能の維持」に対して及ぼす影響の大きさから災害時優先業務の抽出を行う。

（2）実行性を確保する観点から、優先業務遂行上の課題と具体的な対応策を検討する。
特に、夜間等に発生した場合は、管理職等が不在の中、限られた職員で対応する必

要があることから、具体的にいつ何をどのように行うのか、わかりやすく作成する。

- (3) 災害時要援護者等の受け入れについては、地域の実情や施設の特性を踏まえ、検討を行う。ただし、施設が安全に使えることや利用者の安全の確保を前提とし、二次被害や大きな混乱を招かないよう、対応可能な内容を明確にするとともに、課題と具体的な対応策を検討する。

第2章 計画の前提とする被害想定

1 地震及び津波の規模

(1) 地震の種類及び震度等

園が所在する自治体等の想定の内、最も被害が大きい地震を本計画の想定とする。

施設名	所在地	想定する地震の種類	震度	津波
事務局	新宿区	東京湾北部地震 M7.3	6強	なし
石神井学園	練馬区	東京湾北部地震 M7.3	6弱	なし
小山児童学園	東久留米市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし
船形学園	千葉県館山市	東海地震 M7.9	5強	8.3m
八街学園	千葉県八街市	八街市直下地震 M6.9	6弱	なし
勝山学園	千葉県鋸南町	鋸南町直下地震 M6.9	6弱	10m
片瀬学園	神奈川県藤沢市	南関東地震 M7.9	5(強)~7	3m
七生福祉園	日野市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし
東村山福祉園	東村山市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし
千葉福祉園	千葉県袖ヶ浦市	袖ヶ浦市直下地震M7.2	6強	なし
日野療護園	日野市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし
八王子福祉園	八王子市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし

※ 都内は「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月18日付東京都総務局資料)による。

※ 都外は、各施設所在自治体の想定による。

(2) 発生時間帯等

夜間と日中では勤務職員数に大幅な違いがあるため、災害が夜間に発生した場合と日中に発生した場合の双方について、実効性のある対応策を検討する。

津波の発生が予想されている地域については、津波により建物が使用できない場合と使用できる場合の双方について対応を検討する。

2 建物やライフライン等の被害想定

施設の建物・設備等について、次の表のとおり被害が発生すると想定して対応策を検討する。（対応策の詳細は別途記載）

電力・通信・ガス・水道・下水道の各ライフラインについて、災害発生後3日間は使用できないものと想定しているが、地元自治体の復旧想定日数が3日間より長期の場合は、地元自治体の想定日数によることとする。

また、災害発生後最低3日間は、外部からの支援が得られないと想定して対応策を検討する。

■ 被害想定（建物・ライフライン等）

項目		想定する被害状況	
建	物	○ (一部不可)	・新耐震基準に基づく建物は損傷あるが使用可能(対策とる。)。 ・旧耐震基準に基づく建物は、一部使用不可
居	室	○	・未固定のOA機器や書籍が落下。
執	務	(要片付)	(キャビネットやテレビの転倒防止は実施済み。)
電	力	×3日間	・停電
ガ	ス	×3日間	・停止
上	水	×3日間	・断水 ・停電により使用不可（ポンプ停止） ・貯水槽からの取水可
浄	化	×3日間	・停止 ・貯水可能な範囲でトイレの使用可
固	通常型	×3日間	・輻輳によりつながりにくい。 ・外線・内線共に停電時使用不可（内臓電池切れ後）
電	災害時	○	・発信のみ優先（発信規制がかからない。）
話	優先電話		・停電時も使用可能、ただし断線すると使用不可
携	通話	×3日間	・輻輳によりつながりにくい。
話	メール	○(遅延)	・遅延するが、使用可能
鉄	道・車	×2日間	・発生翌日まで、混乱により利用困難

※ 鋸南町の被害想定及び復旧日数の明記なし

3 職員確保や業務等における被害（影響）の想定

(1) 想定される状況

ア 職員の確保

- ・予定時間に予定人員が確保できない。

- ・夜間・休日に発生した場合は幹部職員が不在
- ・連絡がとりにくい状況
- ・日中に発生した場合は、一定数を確保できる一方、帰宅困難が発生

イ 食材の購入、委託業務等の確保

- ・調理業務は、設備や物流の被害により備蓄品等による応急代替方法となる。
- ・各種設備の保守業務は、業務量の増大により復旧作業が遅れる。
- ・関係機関との連絡がとりにくい状況

ウ 施設利用者における負傷者の状況等

- ・揺れによる転倒、落下物等により負傷する者が相当数発生し、救護所を設置する必要が生じるものと想定する。
- ・負傷者の内、数名は医療機関への搬送が必要になるものと想定する。

(2) 職員参集可能人数の想定（夜間・休日等に6弱以上発生の特設非常配備体制）

H24.8 現在

	災害発生後からの経過時間・自宅からの距離			
	～1時間	～3時間	～24時間	～72時間
	直線2km圏	直線6km圏	直線20km圏	直線20km超
対象者数 (a)	15人	1人	18人	8人
対象者の累計数 (b)	15人	16人	34人	42人
参集可能率 (c)	50%	60%	70%	80%
参集可能人数 (b*c)	7.5人	9.6人	23.8人	33.6人

※ 算出根拠等の詳細は、第5章の2

※ 自身の負傷、家族の保護・介護、家族の安否が確認できない等により参集できない場合や、交通インフラ等の被害状況から遅れる場合もあることから、発生時間ごとに参集可能率を想定して見込むものとする。

(3) 避難者・災害時要援護者の想定

「Ⅲ 災害時要援護者の受け入れ」部分に記載

(4) 勤務中職員の一斉帰宅の抑制

大規模災害発生時においては、東京都帰宅困難者対策条例に従い、職員をむやみに帰宅させず安全を確認したうえで職場内に留まらせる。特別な事情があると所属長が判断し、安全確保の見込みがある場合はこの限りでない。

第3章 災害時における組織体制

1 事業団総合災害対策本部の構成等（日中）

（1）事業団総合災害対策本部（事務局）の設置

東京都社会福祉事業団の各施設所在地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合は、事務局に「事業団総合災害対策本部」を設置する。

震度5強以下の地震の場合であっても生命、身体、建物、施設機能等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあり、事業団を挙げた対応が緊急に必要な場合には設置する。

（2）事業団総合災害対策本部の所掌事項

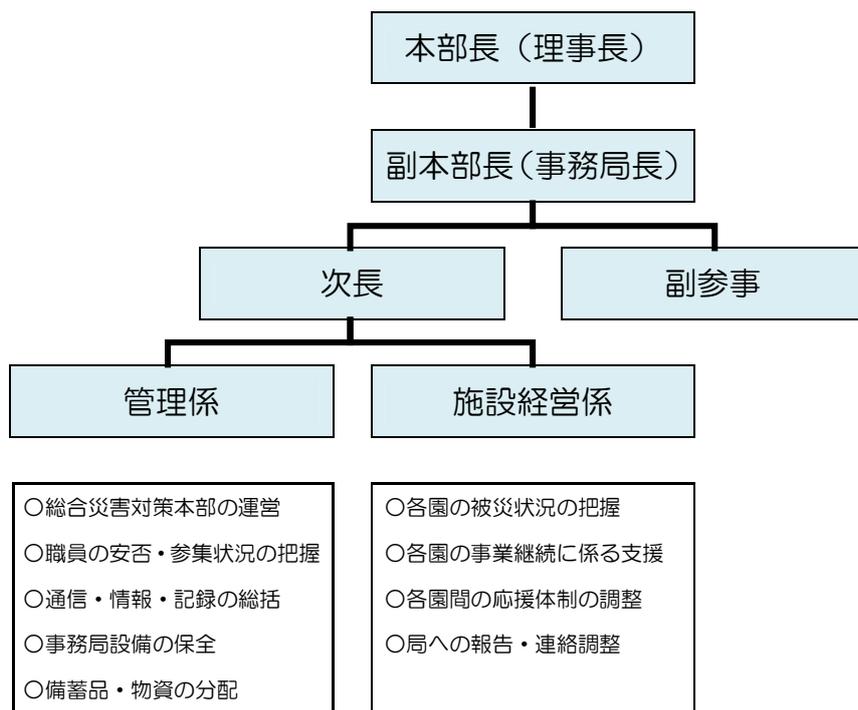
- ア 災害に関する情報の収集、連絡及び管理に関すること。
- イ 事業団各施設の被災状況の把握、対応策に関すること。
- ウ 事業団各施設、東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 事業団全体に関する行動方針に関すること。

（3）事業団総合災害対策本部の構成と役割分担

担当	メンバー	役割
本部長	理事長 【事務局長】	・全体総括、指揮及び判断 ・対策本部の設置
副本部長	事務局長 【次長】	・事業全般に関する実行指揮 ・関係機関への協力要請
事務局	次長 【副参事】	・各園や局等との連絡調整 ・事務局の統率
	副参事 【次長】	・被災状況等に関する情報収集 ・その他特命事項
	管理係長 【人事担当】	・事業団総合対策本部の運営 ・職員の安否・参集状況把握 ・施設・設備の確認、その他庶務
	施設経営係長 【企画経理担当】	・各園の被災状況の把握 ・各園の支援(応援体制の調整等)

* 【 】内は不在時の代行。【 】内職員も不在時は職層上位の者が代行する。

(4) 災害時における事業団事務局の組織図



(5) 事務局の連絡先

■ 電話・ファクシミリ

係等	番号	備考
事務局長		
次長		
副参事		
管理係		
人事担当		
施設経営係		
企画経理担当		
ファクシミリ		

■ PCアドレス

事務局長		管理係	
次長		人事担当	
副参事		施設経営係	
組織端末		企画計理担当	

※後ろに「」付ける。

■ 住所：〒169-0072 東京都新宿区大久保3-10-1-201

2 事業団総合災害対策本部の構成等（夜間・休日）

（1）設置

夜間・休日等に、震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が自身や家族の安全を確保のうえ参集する。職員が2人参集した時点で事業団総合災害対策本部を設置する。（参集職員が1人の場合でも、各施設との必要な調整を順次行う。）

（2）構成と役割分担等

ア 参集者のうち、職層最上位（同順位の場合は経験年数の多い者）を、仮本部長とし、全体総括・判断・指揮を行う。

必要に応じて可能な範囲で事務局長や次長等と連絡をとりながら判断する。（連絡がとれなくても、参集した職員で判断する。）

イ 参集した限られた人数で対応するため、優先順位の高い業務から当面の対応を行う。

ウ 事務局建物から10キロ圏内に居住する職員は、災害発生時の初動対応を担う可能性が高いことから、毎年度当初に具体的役割を確認し、訓練しておく。

参集人数	役割	備考
1人	○各園の被災状況の把握 ○事務局職員の被災・参集状況把握 ○都へ報告	本部にいる
2人	○各園の被災状況の把握 ○事務局職員の被災・参集状況把握 ○都へ報告	本部にいる (リーダー)
	○事務局建物の点検 ○災害用トイレの設置 ○災害関連情報の収集 他	
3人	○各園の被災状況の把握 ○事務局職員の被災・参集状況把握 ○都へ報告、関係機関との調整	本部にいる (リーダー)
	○各園の被災状況の把握 ○事務局職員の被災・参集状況把握	
	○事務局建物の点検 ○災害用トイレの設置 ○災害関連情報の収集 他	

3 勝山学園災害対策本部の構成等（日中）

（1）勝山学園災害対策本部の設置

施設所在地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部を設置する。

震度5強以下の地震の場合であっても生命、身体、建物、施設機能等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあり、施設を挙げた対応が緊急に必要な場合、災害対策本部を設置する。

（2）勝山学園災害対策本部の所掌事項

- ア 災害に関する情報の収集、連絡及び管理に関すること。
- イ 被災状況の把握、対応策の検討及び実施に関すること。
- ウ 事業団事務局及び関係機関との連絡調整に関すること。

（3）勝山学園対策本部の構成と役割分担

担当	メンバー	役割
本部長	園長 【管理係長→養護係長】	<ul style="list-style-type: none"> ・全体総括、指揮及び判断 ・対策本部の設置 ・関係機関等への協力依頼
事務局	管理係長 【管理係主任】	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の運営 ・職員の勤務状況等の把握 ・施設・設備の確認、維持管理 ・被災状況等に関する情報収集 ・事務局、関係機関との連絡調整 ・金銭管理、その他庶務
養護担当	養護係長 【自立支援コーディネーター】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確保・生活の維持 ・支援職員のローテーション管理 ・備蓄品・物資の分配計画 ・ボランティアの受け入れ調整
栄養担当	栄養士 【調理主任】	<ul style="list-style-type: none"> ・食材の確保、非常用献立の作成 ・調理担当者への指示
看護担当	看護師 【養護係長】	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の処置・投薬、感染予防 ・利用者の健康状態把握

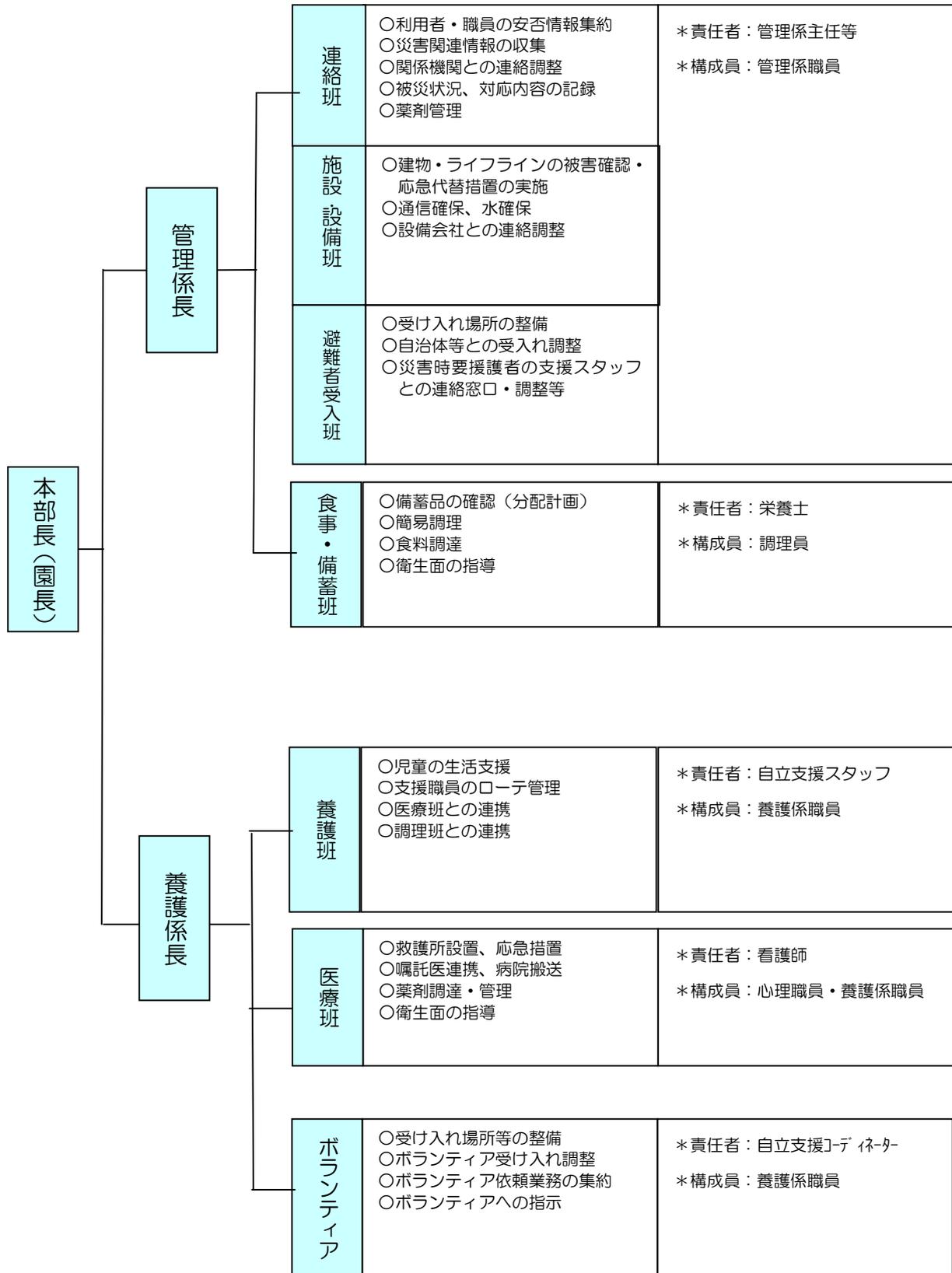
* 【 】内は不在時の代行。

* 不在時は、それぞれ職層上位の者が代行する。

(4) 災害時における、勝山学園の組織図

* 避難者やボランティアの受け入れは落ち着いてから実施（他班兼務）

* 責任者・構成員は、参集状況や被害状況に応じて配置する。



4 勝山学園災害対策本部の構成等（夜間・休日）

(1) 設置

夜間・休日等に、震度6弱以上の（5強以下で必要な場合を含む。）地震が発生した場合は、勤務している職員及び敷地内の職員住宅に居住する職員で災害対策本部を設置し、当面の対応を行う。

(2) 構成と役割分担等

ア 夜勤者のうち、職層最上位（同順位の場合は経験年数の多い者）を、仮本部長とし、全体総括・判断・指揮を行う。必要に応じて可能な範囲で園長や係長と連絡をとりながら判断する。園長や係長が参集したら、引き継ぐ。

イ 施設にいる限られた人数で対応するため、夜間の職員数を基に、優先順位の高い業務から当面の対応を行う。

状況によっては、児童を1か所に集めて対応する。

ウ 予め、日々の勤務表に、リーダー・設備担当等の印をつけておき、毎日の朝会で確認する等、災害発生時に迅速に対応できるよう工夫する。

担当	役割	分担
仮本部長 (リーダー)	<ul style="list-style-type: none"> 全体総括、指揮及び判断 非常放送 事務局等関係機関との連絡調整 	1人 ※ 職層最上位
情報 担当	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・職員の状況把握・記録 被災状況に関する情報収集・記録 	1人 ※人数が少ない場合はリーダーが兼務
設備 担当	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン、施設・設備の確認及び代替措置 	2人 ※職員宿舎職員等
養護 担当	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全確保（救護含む。） 児童の生活支援 	残り全員 ※職員宿舎職員等 ※高校生

(3) 組織図



(4) 優先順位の考え方等

- ① 生命に関わることから実施する。
- ② いる人数でできること、できないことを確認する。
- ③ いる人数でできることを実施する。
- ④ まず、行動。報告は後でもよい。
- ⑤ 記録は大事。ホワイトボードや紙に時間を追ってメモする。

第4章 災害時における連絡体制・情報の収集等

1 勝山学園災害対策本部の設置場所及び連絡先

災害対策本部の設置場所と連絡先、連絡網を定め、周知しておく。

(1) 勝山学園対策本部の設置場所

管理棟1階事務室

(2) 勝山学園園対策本部の電話番号

◆職員が外部から本部へかけるとき

◆本部から発信用（災害時優先電話。発信規制なし）

◆園からの指示を登録する電話（災害用伝言ダイヤル活用）

※ 電話がつながりにくいときは、この番号に災害用伝言ダイヤルを活用して参集等の指示を登録するので、各職員は再生して確認する。

(3) 緊急連絡網等

○携帯電話番号も記載した緊急連絡網を作成する。

職員は、災害対策本部および連絡網の連絡先を、携行すると共に、各自の携帯電話に登録しておく。（個人情報取扱注意）

○携帯のメールアドレスも交換しておく、災害時の連絡に有効である。

（非常時のみ利用する等、職場の理解の得られる範囲で行う。）

パソコンが使用できれば一斉送信も可能。

2 連絡手段

(1) 固定電話・携帯電話

- ・固定電話、携帯電話共に輻輳し、災害直後はつながりにくい。
内線は停電でなければ使える。(回線輻輳の影響を受けない。)
- ・災害時優先電話は、発信について優先。(テブラで表示)
- ・光ファイバーを利用したひかり電話や ISDN デジタル回線は停電時に使用できないことに留意。

■ 園内の災害時優先電話一覧

種類	番号	設置場所
固定		
FAX		

(2) 災害用伝言ダイヤル

- 電話が通じない場合は「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行う。
- 災害用伝言ダイヤルは震度6弱以上の地震発生時には、概ね30分を目途に利用できるようになり、震度5強以下のときは状況によりNTTが判断する。
- 伝言録音時間は30秒以内、保存期間は録音から48時間、伝言数は1～10まで録音できる。
- 各施設の災害対策本部は、電話が通じない場合は、次の状況を園の代表電話に災害用伝言ダイヤルを利用して録音する。
 - ・職員の参集連絡について(前述)
 - ・事務局への報告
 - 録音している職員の係・氏名、録音している時間
 - 利用者・職員の安否が確認できない人数
 - 重傷者数とその状況
 - 主な施設やライフラインで使用できないもの

(3) 携帯電話のメール

- 災害直後はつながりにくく遅れるが、電話よりはつながる。
(手動の充電器を用意する。)

(4) 災害時優先電話

電話番号	設置場所

3 関係機関の連絡先

(1) 事業団施設

	代表電話	災害対策本部	FAX	災害時優先電話
事業団事務局	03-5291-3600		03-5291-3616	
石神井学園	03-3996-4191		03-3996-4190	
小山児童学園	042-471-0041		042-475-9046	
船形学園	0470-27-2921		0470-27-2932	
八街学園	043-443-1021		043-443-7215	
勝山学園	0470-55-0541		0470-55-0543	
片瀬学園	0466-22-4464		0466-22-1285	
七生福祉園	042-591-0049		042-593-2662	
東村山福祉園	042-343-8141		042-343-8145	
千葉福祉園	0438-62-2711		0438-62-6093	
日野療護園	042-593-2421		042-593-0075	
八王子福祉園	042-651-4114		042-651-2052	

(2) 関係機関

	名 称	電話番号	FAX 番号
東 京 都			

関係行政機関等業者			

○学校関係

○医療機関

(3) 業者（業務委託・設備保守・取引先等）

	区 分	名 称	電話番号	備 考
業 務				
設 備 の 保 守				
食 材 ・ 日 用 品 等				

(4) その他

4 災害関連情報の収集

(1) ラジオ

- 災害対策本部だけでなく、各寮等主要建物毎にも用意しておく。
- 長期停電に備え、予備電池を十分に用意しておく。

(2) テレビ

- 災害対策本部にはテレビを設置しておく。
- 停電時は携帯電話のワンセグが使える。
予備電池と手巻式かソーラー充電器を用意しておく。

(3) インターネット（主な情報収集先）

- 気象庁・防災気象情報 <http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>
- 東京都防災ホームページ（TOP 左上に発災時のページあり）
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/index.html>
- 東京都福祉保健局 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>
- 鋸南町（地元自治体） <http://www.town.kyonan.chiba.jp/kyonan/>
- 東京都水道局（TOP⇒震災への備え⇒給水拠点）
<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/index.html>
- 東京電力 <http://www.tepco.co.jp/index-j.html>
- 東京ガス <http://www.tokyo-gas.co.jp/>
- 東京都社会福祉協議会 <http://www.tcsw.tvac.or.jp/>
- 千葉県社会福祉協議会 <http://www.chibakenshakyo.com/>

第5章 職員の配備態勢及び参集

1 職員の配備態勢

(1) 特別非常配備態勢と非常配備態勢

区分	要件	連絡	参集
特別非常配備態勢	・施設所在地域において震度6弱以上の地震が発生したとき	なし	全職員が（原則として非常勤職員含む。）、自宅及び家族の安全を確認したうえで、 <u>自発的に参集する。</u>
非常配備態勢	・災害対策本部を設置したとき ・施設所在地域において震度5強以下の地震が発生したとき	あり	該当職員は、 <u>緊急連絡網等で非常配備態勢の連絡を受け、自宅及び家族の安全を確認したうえで参集する。</u>

(2) 非常配備態勢

災害の規模に応じて、園長からの指示により参集する。

	居住地域等
第1 配備職員	10km 以内
第2 配備職員	10km 超え 20km 以内
特例配備職員	20km 超え又は特に必要とされる職員

2 職員の参集可能人数（想定）

(1) 算出方法

- 自宅から各施設まで徒歩で参集するものとする。その歩行速度は、3 km/時とする。
- 災害発生後からの経過時間ごとの参集対象者の、自宅から施設までの直線距離は次表のとおり。
- 自身の負傷や家族の保護・介護、家族の安否が確認できない等により参集できない場合や、交通インフラ等の被害状況から遅れる場合を考

- 慮し、経過時間ごとの参集可能割合は下記表のとおりとする。
- 災害発生後からの経過時間ごとの参集可能人数は、対象者数に参集可能割合を乗じた人数とする。

(2) 経過時間ごとの参集可能人数

H24.8 時点

		災害発生後からの経過時間・自宅からの距離			
		～1時間	～3時間	～24時間	～72時間
		直線2km圏	直線6km圏	直線20km圏	直線20km超
対象者	管理職	1人	人	人	人
	管理係	3人	人	5人	3人
	養護係	11人	1人	13人	5人
小計(a)		15人	1人	18人	8人
累計(b)		15人	16人	34人	42人
対象累計数の内参集可能率(c)		50%	60%	70%	80%
参集人数(b*c)		7.5人	9.6人	23.8人	33.6人

3 勤務時間外職員の参集

(1) 参集

ア 特別非常配備態勢（震度6弱以上の地震が発生）

自発的に参集する ※参集の連絡はないので注意すること。

イ 非常配備態勢（震度5強以下の地震発生）

参集の連絡を受ける ⇒ 参集する

◆伝達文例

「災害対策本部を設置しました。第〇次非常配備態勢を発令します。該当職員は、自身や家族の安全を確保のうえ、至急参集してください。参集場所は〇〇棟〇〇室です。」

(2) 参集できない場合の対応

次の理由等により参集できない場合には、災害対策本部（連絡がつかない場合は上司等）へ状況を報告し、指示を受ける。

○職員自身がけが等により動けないとき。

○家族が被災し、自分以外に保護・介護等する者がいないとき。

- 自宅が被害を受け、対応が必要なとき。
- 道路寸断、河川橋脚の落下等により物理的に参集できないとき。
(可能なら、災害対策本部に連絡のうえ、他の事業団施設、都事業所又は自治体等の被災対応に加わることが適当である。)

(3) 災害用伝言ダイヤル

通話により状況確認・報告ができない場合、災害用伝言ダイヤルを使用して連絡を行う。「171」をダイヤルし、音声に従う。

ア 園の状況の確認

災害対策本部が、園の状況を園の代表電話の災害用伝言ダイヤルに登録するので、再生して確認する。

イ 自身の被災状況の報告

自分の携帯電話番号に、以下の事項を録音する。

- 係名、氏名、現在地、録音している時間
- 自身及び家族の安否状況
- 参集の可否
- 参集が可能な場合は、およその到達時刻(幅もたせて)

(4) 参集前の準備

- 発生中は、自分や家族の安全を確保し、火の始末等に留意する。
- 離れた家族の安否を確認する。
- 自宅や近隣の被災状況を確認し、必要に応じて消火活動、避難等を行う。
- 家族の安全(避難、食料や水の確保)を確保してから参集する。
- ラジオ等により余震・津波情報や参集経路の被災状況を把握する等、参集時の安全確保に努める。
- 活動しやすい服装(怪我防止のため長袖、長ズボン、頭部を保護するヘルメットや帽子、安全靴かスニーカーなど底が厚く動きやすい靴、両手が使用できるリュック)で出かける。
- 「参集時の服装・持ち物一覧」を参考に、防災グッズ等をリュックに携行する。
- 交通機関が使用不可能な場合は、徒歩又は自転車・バイクで参集する。自家用車は緊急車両の妨げとなるので、使用しない。
- 職場や上司・同僚等へ連絡を試み、上記(3)内容の確認・報告を行う。

(5) 参集途上の対応

- 参集途上(特に施設周辺)の被害情報について、可能な範囲でメモや

写真で記録する。特に道路寸断状況等は、今後の施設機能維持にあたって貴重な情報源になるため、参集後報告する。

○参集困難な事態に直面したときは速やかに判断し、自宅に引き返すか最寄の避難所に一時避難すると共に職場や上司へ連絡する。

(6) 参集場所到着直後の対応

○参集場所

災害対策本部

○参集受付簿に記載

対策本部の参集受付簿に記載する。

○参集途上被害状況報告

参集途上に把握した被災状況（特に園周辺や病院等への搬送経路の道路寸断情報等）の報告

○災害対策本部の指示に従い、各業務に従事

4 勤務中職員の一斉帰宅の抑制

大規模災害発生時においては、東京都帰宅困難者対策条例に従い、職員をむやみに帰宅させず安全を確認したうえで職場内に留ませる。特別な事情があると所属長が判断し、安全確保の見込みがある場合はこの限りでない。

第6章 災害時に優先して実施する業務

1 災害時優先業務の抽出（業務の評価分類）

- 災害時においては、利用者及び職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、利用者の生活の維持に不可欠で中断を許されない業務の継続に優先して取り組む。
- 災害時において優先して実施する業務を抽出するため、全ての業務を洗い出し、下記の評価基準に基づき、利用者の生命や安全の確保及び施設機能の維持への影響度を評価して優先業務を選定する。

生命及び安全の確保・施設機能維持への影響	対応	評価
1時間以内に着手しないと、重大な影響を及ぼす。	最優先で対策を講じる。	A1
24時間以内に着手しないと、相当の影響を及ぼす。	優先的に対策を講じる。	A2
72時間以内に着手しないと、相当の影響を及ぼす。	早期に対策を講じる。	B
72時間以内に着手しなくても（又は縮小しても）、重大な影響はないが、1週間以内には着手しないと影響を及ぼす。	縮小	C
1週間に着手しなくても、直ちに影響を及ぼさない。	ほぼ休止	D

（園の具体的な業務選定シートは資料編に綴る。）

2 災害時優先業務

次の業務について優先的に実施する。具体的な内容や方法は、「Ⅲ 災害発生時における緊急対応（対応マニュアル）」参照のこと。

（1）概ね1時間以内に行うこと

- ア 発生直後の安全確保
- イ 非常放送
- ウ 避難誘導
- エ 災害対策本部の立ち上げ・第1回対策会議
- オ 利用者・職員の安否確認
- カ 救護所の設置
- キ 設備・施設の状況確認及び代替措置の実施

ク 事業団事務局等への報告

(2) 概ね24時間以内に行うこと

- ア 備蓄品の使用準備
- イ 当面の利用者支援方針及び役割分担の確認
- ウ 主な優先業務の具体的実施方法等
- エ 各設備業者や利用者家族等への連絡

(3) 概ね72時間以内に行うこと

- ア 救援物資の受け入れ体制の確保
- イ ボランティアの受け入れ体制の確保
- ウ 災害時要援護者（避難者）の受け入れ体制の確保
- エ 事業団施設間の応援体制（調整の仕組み）
- オ 復旧にむけた取り組み

3 縮小・中断する業務

災害時においても施設機能を維持するために限られた職員が優先業務を実施する一方、縮小・中断しても利用者や職員の生命や施設機能の維持に重大な影響を及ぼさない業務については、一時縮小・中断することとする。

(1) 通所による日中活動、短期入所事業等

- 施設の被害状況や限られた職員により施設機能を維持していくために必要な場合は、通所による日中活動・短期入所事業・一時保護委託等による新たな受け入れを一時縮小又は中断する。
- 災害対策本部で検討し、本部長の判断により決定する。
- 中止等の際には、その旨を関係者及び関係機関に連絡するとともに必要に応じてホームページや施設入口への掲示等を通じて周知する。

(2) 入所者の日中活動や専門的支援

- 施設の被害状況や限られた職員により施設機能を維持していくために必要な場合は、施設入所者の日中活動、心理判定やリハビリ等の業務は一時縮小又は中断する。

4 災害時における、業務縮小目安表

職員人数	宿直のみ	宿直+職住+α	ローテの50%	ローテの70%	ローテの90%
必要な業務基準	利用者・職員の安全確保のみ	生命と安全を守る最低限の業務	食事と健康管理 中心の支援。その他中止、減	一部中止・減とするが、ほぼ通常に近づけていく	ほぼ通常業務
給食体制	応援体制整うまではなし。 備蓄品の確認	できる範囲で、非常食予定表により対応。3食定時にこだわらない。	非常食予定表により対応。ガス等復旧なら、できる範囲で調理。	ガス・水道等の復旧により、できる範囲で調理。栄養補助食品等活用	ガス・水道等の復旧により、できる範囲で調理。栄養補助食品等活用
清掃	中止	中止	汚れた箇所実施	業者が入れない場合は職員が代替。頻度縮小	業者が入れない場合は職員が代替。頻度縮小
洗濯	中止	見通しつくまで、最低限使い捨てできる物使う。	見通しつくまで、最低限使い捨てできる物使う。	見通しつくまで、最低限使い捨てできる物使う。	電力・水道の復旧によるが、ほぼ通常どおり。
医療体制	応急処置、トリアージ、救急搬送 発電機使用開始	配薬中心(糖尿・心臓・精神等危険度大優先)薬確保	全員の健康チェック 必要時受診	全員の健康チェック 必要時受診	全員の健康チェック 必要時受診
夜間体制	いる職員で対応	いる職員で対応	宿直時間の延長 変則勤務開始	宿直時間の延長 変則勤務開始	通常勤務に近づける

第7章 平常時における備え

1 備蓄品の確保等

具体的な品目と保管場所は「備蓄物品一覧」のとおり。

以下に留意して、用意する。

- 大震災時においては、少なくとも3日間は外部からの救助が得られないと想定し、児童・職員の飲料水や食料等を最低3日分確保する。避難者を受け入れた場合等予定以上に必要となることも想定し、多めに用意しておく。
- 水は、飲料水と生活水のそれぞれ必要量を想定し用意する。
- 食料は、刻み食・アレルギー等の対応にも留意して備蓄し、備蓄品による献立を最低3日分用意しておく。
また、停電やガス停止時でも温かい飲料や簡単な調理（カップ麺やレトルト食品等）ができるよう、カセットコンロ等を用意する。
- 災害用トイレを使用する場合の一連の流れを想定し、衛生関係含む関連用品の確保やゴミ保管場所を含めて検討のうえ備蓄する。
- 使い捨て物品の多用が想定され、ゴミ袋・消臭剤・速乾手指消毒剤・防虫剤・ブルーシート・スコップ等確保し、ゴミ（紙ごみ、生ごみ、おむつ、がれき別）の一時保管場所を検討しておく。
- 衛生・生活用品は、断水時の手洗い・洗顔・洗髪・入浴・掃除等の代替方法を検討したうえで、必要数量を確保しておく。
- 職員個人においても、日頃から防災関連用品を携行するとともに、職場に保管しておく。

2 施設・設備の安全対策

- 転倒のおそれがある家具は固定し、ガラスに飛散防止シートを張る。
- 被災時に行う施設や設備のチェックリスト(図面や項目)や報告様式を作成し、防災訓練時に実際に行うことが大切。

3 ライフライン等停止時の対応策の検討

- 停電、断水、ガス停止等による、対応策を検討しておく。
- 非常発電装置や放送設備の使用方法、トイレの設置方法等、対応策の手順を確認し、写真やメモにまとめておく。

○システムの停止にそなえ、日頃からデータのバックアップをとると共に、災害時にも利用する利用者の情報は出力して保管しておく。

4 訓練の実施・計画の見直し等

○災害時において、利用者及び職員の安全を確保して施設機能を維持するために本計画で定めた優先業務を効果的に遂行するためには、計画をより具体的で実践的な内容とするとともに、職員全員がその計画や非常時優先業務の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施できることが必要である。

○周知・訓練を繰り返し行うとともに、その過程で明らかになった課題と対策を検討し、本計画の見直しに反映する、「PDCA」サイクルを通じて、計画の継続的な改善を行うことが重要である。

(1) 計画の策定 (PLAN)

○各園の実情に応じた具体的で実践的な計画を策定する。

○計画の策定にあたっては、実際に対応する現場職員の意見を取り入れ、各職場単位で話し合う等、職員一人ひとりが考えることや職場で共通認識をもつことが大切である。

(2) 周知・訓練の実施 (DO)

○職員全員が策定した計画や非常時優先業務の内容を理解できるよう、説明会や訓練の実施により、周知徹底を図る。

○課せられた役割を円滑に確実に実施できるよう、被災時対応訓練を繰り返し行う。

なお、日中・夜間、津波発生の有無等、異なる対応となる場合それぞれについて行う。

(3) 点検・検証 (CHECK)

○作成した計画や対応マニュアルについては、周知や訓練等を通じて点検・検証し、課題を把握するとともに対策を検討する。

(4) 計画の見直し (ACTION)

○より実践的な内容となるよう、点検・検証した結果明らかになった課題やその対応策を計画に反映する。

○地域の防災計画が見直された場合や、組織体制や事業内容に変更があった場合等についても、計画を見直す。

第8章 津波への対応

1 津波想定（最大）

- (1) 最大津波 10m（鋸南町直下地震）
- (2) 施設までの到達予想時間 なし
- (3) 想定される浸水場所 なし

2 避難方針（津波予想別）

- (1) 津波予想10m以下
原則、各寮待機。状況によって、敷地内施設の高層階へ避難する。
- (2) 津波予想10m以上
 - ※施設内敷地及び建物への浸水
 - ア 避難場所 城西大学鋸南セミナーハウス
 - イ 避難方法 各寮職員が各寮児童を城西大学鋸南セミナーハウスまで誘導
その他職員は各自参集
 - ウ 想定避難時間 20分

3 その他

- (1) 施設内の海拔及び海からの距離
 - ア 海拔正門 11.9m
 - イ 海からの距離 約1km
- (2) 気象庁より発表される津波警報・注意報、津波情報、津波予報
 - ア 津波警報・津波注意報の種類

種類		解説	発表される津波の高さ
警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されるため、厳重に警戒	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されるため、警戒	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されるため、注意	0.5m

イ 津波情報

津波警報・注意報を公表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの情報を発表

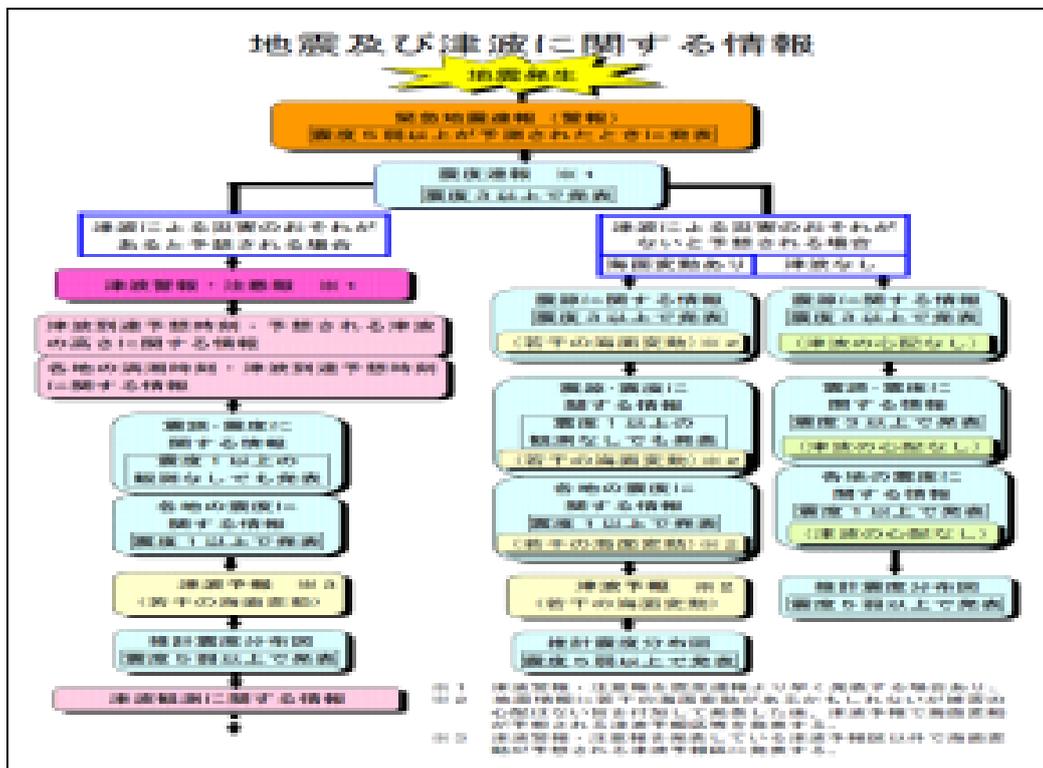
種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※ 気象庁ホームページより



Ⅱ 災害発生時における 緊急対応マニュアル

第1章 概ね1時間以内に行うこと

● 概ね1時間以内に行うこと

- 1 発生直後の安全確保
- 2 非常放送
- 3 避難誘導
- 4 災害対策本部の立ち上げ・第1回対策会議
- 5 利用者・職員の安否確認
- 6 救護所の設置
- 7 設備・施設の状況確認及び代替措置の実施
- 8 事業団事務局等への報告

1 発生直後の安全確保

(1) 地震発生中の対応

- 慌てて外へ飛び出さない。
- 手近なクッション、毛布などで頭部を保護する。
- 落下物から身を守るため、テーブルの下に入り、棚や窓ガラス等危険なものから離れる。
- 車椅子から転倒しないよう、可能な措置をとる。
- すばやく、調理器具・たばこなどの火を消す。
- 万一火が出たらすぐ消火。
(消火器、水、水でぬらしたシーツ等を使用)
- 窓・居室のドアを開け、避難経路を確保する。
- 利用者に声かけ
 - ・安心感を持てるように冷静で温かい対応で。
 - ・恐怖心によるパニックをできるだけ抑えるように対応する。

(2) 揺れがおさまったときの対応

- 利用者の安否状況を把握する。
 - ※居場所、けがの有無等を確認する。
- 火の元、火災発生の有無を確認する。
- 利用者に声かけ
- けが人へ応急処置
 - ※動かすことが危険な場合は、119番通報する。

2 非常放送

災害直後から地元自治体の災害放送やラジオ等で被災状況や交通情報等を確認し、非常放送により必要な情報を迅速に提供していく。

(1) 放送担当者

- ・日中：管理係
- ・夜間：夜勤リーダー

(2) 放送する文章（案）

ア 地震発生時か直後 ※外へ避難しない場合

<児童と職員へ>

- ・みなさまにお知らせします。
- ・ただ今大きな地震があり、大きく揺れています。
- ・慌てて外へ飛び出さないでください。
- ・落ち着いて行動してください。
- ・職員は児童の安全を確保し、そのまま待機してください。
(2回繰り返し)

<職員へ>

- ・職員へ連絡します。
- ・各寮ごとに、児童・職員の安全と火災発生の確認を行い、災害対策本部（事務室）へ状況を報告してください。

イ 地震発生時か直後 ※外へ避難する場合

<児童と職員へ>

- ・みなさまにお知らせします。
- ・ただ今大きな地震があり、大きく揺れています。
- ・慌てて外へ飛び出さないでください。
- ・落ち着いて行動してください。
- ・職員は児童の安全を確保し、そのまま待機してください。

- ・揺れがおさまりましたので、足元に注意して、直ちにグラウンドに避難してください。
- ・上級生は下級生の手を握り、気をつけて避難してください。
(2回繰り返し)

ウ 発災概ね5分後 ※外へ避難しない場合

<児童・職員へ>

- ・皆様にお知らせします。
 - ・先程の地震は、●●を震源とするマグニチュード●●で、鋸南町の震度は●●です。
 - ・余震のおそれがありますので、落下物に注意して、引き続きその場所で待機してください。
 - ・職員の指示に従って、落ちついて行動してください。
- (・なお、施設内で火災はありませんので、安心してください。)

<職員へ>

- ・職員へ連絡します。
- ・引き続き、入居者・職員の安全と寮内の安全確認を行い、災害対策本部事務室へ、確認状況を報告してください。

(2回繰り返し)

エ その後

ラジオ等で得た災害情報、電力やトイレの使用方法や物品配布等災害対策本部で決めた内容を、随時館内放送で情報提供する。

(3) 非常放送設備の使用方法

- 設置場所：事務室、各寮公務室
- 使用方法：設備に添付

(4) 非常放送設備が使用できないときの代替措置

- ハンドスピーカー、トランシーバー等を使用して周知する。

3 安全な場所への避難誘導

(1) 避難前の準備等

- 落下物から身を守るため、防火頭巾、ヘルメット、帽子等を被る。
- 家具の転倒や落下物のおそれのない場所・部屋に移動させる。
- 津波、建物倒壊、延焼のおそれがある場合等は避難誘導する。
- 外へ避難する場合は、きちんと靴を履き、非常用持出し袋、点呼簿を持参する。
- 必要に応じて支援の留意事項を記載した支援情報カードを首にかけてもらう。

(1) 第一次避難場所・経路

- 火災発生ときは、第一次避難場所に避難する。
- 避難場所：グラウンド
- 避難経路：火災発生場所を避けた最短距離
- 留意事項：火災発生場所を考えて避難

(2) 第二次避難場所・経路

- 津波が10m以上のときは、第二次避難場所に避難する。
- 避難場所：城西大学セミナーハウス
- 避難経路：道路
- 留意事項：自動車に注意

(3) 1か所（施設内の安全な場所）へ移動・生活スペースの確保

- 少ない職員数で対応する必要がある場合等、状況により、1か所（施設内の安全な場所）へ利用者を集めて対応する。
- 当面の間、その場所で過ごす場合は、生活スペースを確保する。

4 災害対策本部の立ち上げ・第1回対策会議

(1) 場所

- 第1候補：管理棟1階事務室（様式等必要備品は火災報知器前にある。）
- 第2候補：C棟1階図書室（様式等必要備品は室内棚にある。）

(2) 設営

- コーナーをざっと整理整頓する。
- 必要な物品や書類を用意する。
 - ホワイトボード・記録ノート・筆記具
 - テレビ
 - ラジオ
 - パソコン・プリンター
 - 懐中電灯
 - ハンドスピーカー・メガホン
 - 救急セット
 - 利用者安否確認表
 - 職員参集確認表
 - 施設・設備チェックリスト
 - 初動対応確認リスト（すること一覧）
 - 事業団事務局報告

(3) 第1回対策会議で行うこと（確認・判断・指示）

- 災害関連情報の確認
- 利用者・職員の安否状況の確認（第1次）
- 震度5強以下なら、参集連絡するかを判断
- 施設・設備の状況、立ち入り禁止場所の確認（第1次）
- 初動対応としてすることと役割分担の確認
- 救護所の設置について判断
- 利用者の支援場所について判断
 - * 1か所に集めて見守るか等
- 非常発電装置により電力を使用できる場所・設備について確認
- 水道水の使用の可否について判断
 - * 停電や断水が想定されるなら、貯水槽内の水を飲用に確保し、トイレや蛇口からの使用を禁止する等指示する。
- トイレの通常使用の可否を決める。
 - * 停電や断水や下水道管破損が想定されるなら、水洗使用を禁止して災害用トイレの設置を指示する。
- 決めた内容を、必要に応じて館内放送等で周知する。
- 事業団事務局へ状況報告

(4) 役割分担（夜間に発生した場合） ※再掲

担当	役割	分担
仮本部長 (リーダー)	・全体総括、指揮及び判断 ・非常放送 ・事務局等関係機関との連絡調整	1人 ※ 職務最上位
情報 担当	・利用者・職員の状況把握・記録 ・被災状況に関する情報収集・記録	1人 ※人数少ない場合は リーダーが兼務
設備 担当	・ライフライン、施設・設備の確認 及び代替措置	2人 ※職員宿舎職員等
児童 担当	・児童の安全確保（救護含む。） ・児童の生活支援	残り全員 ※職員宿舎職員等 ※高校生

(5) 優先順位の考え方等 ※再掲

- ① 生命に関わることから実施する。
- ② いる人数でできること、できないことを確認する。
- ③ いる人数でできることを実施する。
- ④ まず、行動。報告は後でもよい。
- ⑤ 記録は大事。ホワイトボードや紙に時間を追ってメモする。

5 利用者・職員の安否確認

(1) 利用者・職員（施設内勤務中）の安否確認

- 発災後速やかに、各寮で利用者・職員の安否確認をし、災害対策本部に報告し、「利用者安否確認表」に集約する。
- 学校や職場等園外にいる利用者の安否について、学校等関係機関と連絡をとり確認する。
- 怪我の有無についても確認し、重傷の場合は対応内容も集約する。

(2) 職員（出張中）の安否確認

- 出張中の職員については、自身の安全を確保のうえ、安否について災害対策本部や職場へ連絡を試みる。
- 自動車運転中に地震が発生し、車をおいて避難する必要がある場合、交通の妨げにならない場所(できるだけ道路外)に駐車する。
- やむを得ず道路上に車をおいて避難するときは、道路の左側に駐車し、鍵はさしたままでドアロックしない。
連絡先を記載したメモを残し、窓は閉め、貴重品・車検証・個人情報
が記載された書類は持ち帰る。

(3) 勤務時間外職員へ参集連絡（震度5強以下の場合）

- 震度5強以下の場合で、職員の参集が必要と認められるときは、緊急連絡網により参集の連絡（第1次非常配備態勢）をする。
- 震度6弱以上の場合は、連絡不要

◆伝達文（電話連絡網より携帯メールの一斉連絡が望ましい）
「●●地域において震度●の地震が発生しました。
勝山学園でも相当の被害が発生しております。
第●次非常配備態勢を発令します。該当職員は、自身や家族の安全
を確保のうえ、参集してください。
参集場所は●●棟●●室です。」（2回繰り返す）

- 電話やメールがつかない場合は、災害用伝言ダイヤルに指示内容を録音する。職員は、地震の規模から参集連絡が想定されるのに連絡がない場合は、災害用伝言ダイヤルを再生し指示に従う。

災害用伝言ダイヤル

- 勤務時間外職員から、安否や参集にかかる連絡があり次第、確認簿に情報を集約する。

6 救護所の設置

(1) 対応者

- 日中：看護師、負傷者数に応じて応援職員数名
 - 夜間：看護師等参集するまでの間は、宿直者等で対応する。
- ※重傷者については、救急車を呼ぶ。

(2) 場所・設営

- 負傷者がいる程度いる場合は、救護所を設置する。
- 第1候補は、管理棟2階医務室とする。
- 第2候補（第1では狭い場合等）は、管理棟2階心理室とする。
- 必要な薬品や備品を確保し、動線を考えて椅子や毛布を置く。
- 救護所である旨、掲示する。
- 非常放送で、救護所を設置した旨を放送する。

◆放送内容

- ・職員へ連絡します。
- ・●●室に、救護所を設置しました。
- ・●●等対応が必要な利用者は、救護室へ搬送してください。

(2回繰り返し)

(3) 応急処置の実施

資料編の「応急処置の方法」を参考に処置を行う。

(4) 医療機関への搬送等

ア 近隣の医療機関

イ 搬送手段（救急車が呼べない状況の場合）

- 道路事情が良好なら施設の車や職員の車で搬送
- 近隣なら、リヤカーに布団をひいて搬送することも検討。

(5) 万が一、亡くなった方がいる場合の対応

- 警察へ連絡
- 保護者へ連絡
- 実施機関へ連絡
- 安置場所の確保
- 状況を記録する。

(6) その他

- できる範囲で、記録しておく。
- 普段の担当以外の職員等が対応する場合でも支援に必要な情報がわかるよう、必要に応じて支援情報カードを首にかけてもらう。

7 施設・設備の状況確認、代替措置の実施

(1) 担当・点検項目

- 各寮内部については、各寮職員が利用者等の安全確保後に「各寮の施設・設備等点検報告書」により点検する。
- 共通設備やライフラインについても、同点検表により確認する。
＜担当＞・日中に発生：管理係職員（設備班）等
・夜間に発生：いる職員の中で分担した職員
- 災害対策本部へ報告し、集約する。

(2) 危険箇所の立ち入り禁止表示

- 建物の一部損壊、ガラスやがれきが散乱している等危険な場所に立ち入り禁止の表示を行う。

(3) 対応策の検討等

- 災害対策本部で、報告されたライフラインや建物等被害の情報をもとに対応策を検討し、実施について指示する。
- 必要に応じて、館内放送で周知する。

(4) ライフライン等に被害がある場合の代替措置

停電

※大型非常用発電装置・・・・なし

1 自家発電機（ポータブル発電機）

- ポータブル発電機が、C棟倉庫（中央）に2台保管してある。
- 燃料はガソリンで、8時間使用可能



2 内臓蓄電池により、一定時間使用可能な設備

設備	使用可能時間	備考（場所等）
非常口誘導等	約 20 分間	
室内の非常照明	約 30 分間	
固定電話（デジ 外）	5 時間	優先電話は使用可
車（セレナ）		車庫、ハイブリット

3 停電により影響のある主な設備とその対応策

ア 上水道

- 停電時はポンプが止まり、断水していなくても、水道が使用できなくなる。（対応策は、次頁「断水」の箇所に記載）
- 直結栓は、断水していなければ停電時も使用可能。
- 貯水槽から取水

イ 照明

- 昼間は太陽光、夜間等は懐中電灯等を使用

ウ 空調

- 代替措置 冬季：カイロ、石油ストーブ
- 夏季：水分補給、うちわ、打ち水、日よけ等

エ 放送設備

○非常発電装置からの送電停止後は、ハンドスピーカー使用

オ 電話

○災害時優先電話は停電時も使用可能

○携帯電話は使用可能（手動充電器で繰り返し充電）

※発災直後は輻輳する可能性大。メールは遅れるが可能

カ 給食

備蓄品による対応（詳細は第4章に記載）

備蓄食品一覧と、備蓄食品による献立等は第4章に記載

キ 機械警備

使用できない。

断水

水道局からの送水が止まった場合

1 貯水タンクの容量とその使用方法

ア 受水槽：21 t

⇒飲料水として確保

※洗濯・洗顔・トイレ等の生活用水には使わない。

2 飲料水の確保

ア ペットボトル飲料水の備蓄

(1人1日3リットル、児童64人職員16人×3日分の計算)

保管場所	形態・本数
調理室倉庫	必要数 720ℓ
C棟談話室	現状 816ℓ (2ℓ×6本×68箱)

イ 備蓄していた飲料水を全て消費した場合

断水が長期に及び、備蓄していた飲料水(3日分)が底をついた場合は、水道課の給水拠点へ水をもらいにいく。

必要量が多いので、支援物資や給水車を要請してみる。

- ・
- ・

3 生活水の確保(トイレの排水等)

ア 浴槽の残り水

雑用水(期限が切れた飲料水、保育棟に保管)

※ 衛生関係(手洗・入浴等の代替方法)は第3章に記載

4 医療用等の水の確保

飲料水とおり

ガス停止

1 プロパンガス復帰方法・ガス供給停止の確認

- 震度5程度の地震がおきると、安全装置が作動し、マイコンメーターがガスを遮断する。
- ガスメーターはプロパン保管庫に設置されている。
- 全てのガス器具を止め、ガス臭くないことを確認のうえ、復帰作業を行う。
(ガス会社へ連絡)
- ・緊急時連絡先：

2 ガス臭いときの対応

- 窓を開けて換気する。
- 機器栓を閉める
- ガス栓を閉める
- メーターガス栓（プロパンガスは容器バルブ）を閉める
- ガス会社へ連絡する。
- ・緊急時連絡先：
(株)堀江商店 館山営業所 0470-27-2191

- 火気厳禁
- 電灯や換気扇等のスイッチに触らない。(火花から引火するので)

3 ガス使用できない場合の影響と対応

ア 給食

- 調理ができないため、非常用備蓄食品による対応とする。
- 備蓄食品一覧と、備蓄食品による献立等は資料編に記載
- 備蓄場所は一覧に記載
- カセットコンロにより、飲料用のお湯を沸かすことは可能
(インスタントの味噌汁・スープ類、レトルト食品の加工)

イ ボイラー、ガス湯沸かし器

- 使用できない。(入浴不能により清拭対応となる。)
- お茶等飲料用は、カセットコンロで沸かす。

下水道の破損

1 確認方法等

- トイレや排水が流れるか確認し、詰まりや破損を把握する。
- ただし、巨大地震で管の切断等が想定される場合は、使用できることが確認できるまで使わない方が無難。
 - ※汚物が詰まるまで使用し、修繕もすぐにできない場合、衛生状態の悪化を招いてしまうため、トイレは非常用簡易トイレを使用する。
- 公共ます（公共ますは、宅地と道路の境界付近にある。）が汚水でいっぱい場合は、下水本管（自治体管理）で詰まりや破損がおきている。
- 公共ますの中が空の場合は、施設内の排水設備の詰まりや破損等が原因と考えられるため、施行業者等に連絡する。

2 連絡先

○

○

トイレ

1 簡易トイレの設置

- 下水道の破損が想定される場合は、簡易トイレを設置する。
- 簡易トイレキットの保管場所
 - ・C棟倉庫(中央)に10セット(200回分/セット)保管
- 設置方法(写真)



- 使用済トイレトーパー入れ用のポリ袋を個室内に設置。
- 手洗い用に、除菌ウエットティッシュや手指消毒液を設置
- トイレ入口に、使い方・留意事項を掲示する。
- 汚物の一時保管場所
 - グランド奥に一時保管する。
 - ※汚物であること表示(袋に予め記載しておく)
 - ※保管場所入口に、手指消毒液等を置いておく。

2 通常のトイレに水を流せる場合(停電時でもしばらく使用可)

- 下水管に破損がないことが確認できた場合は、停電又は断水しても、生活用水を直接便器内に流して使用できる。
- 生活用水は、風呂・雑用水等をポリ容器等で運搬し、トイレ入口に設置する。
- 便器内への流し入れるためのバケツ(小)等を設置する。
- 手洗い用に、除菌ウエットティッシュや手指消毒液を設置
- トイレ入口に、使い方・留意事項を掲示する。
- 随時、水の運搬が必要。

ゴミ

1 収集再開までの保管場所

○グラウンド奥に区分して保管

- ・一般ゴミ
- ・生ゴミ
- ・汚物（おむつ・簡易トイレの汚物袋等）
- ・がれき・ガラス等危険物

※大震災発生直後は、ごみ収集がしばらく停止されることを前提として、悪臭を防ぐためにゴミ袋の中に塩素（次亜塩素酸ナトリウム6%を含有する殺菌剤〇〇倍）をスプレーしておく。

（可能な範囲で行う。）

OA機器等

1 福祉の森（会計端末）

○停電と同時にバックアップ装置が鳴るので、「BUZZOFF」ボタンを押す。
○電気復旧後運転ランプが点灯していないときは、「POWER」ボタンを押して復旧させる。

2 パソコン

○デスク型は切断される。ノートパソコンは、作業を終了させ保存する。
○非常発電装置からの送電が可能な場所に設置した災害対策本部では、パソコン使用する。
○普段から、逐次保存を心がける。

3 代替措置

○システムが利用できない場合に備え、最低限必要な利用者の情報等は、紙ベースで出力し、各寮公務室に保管してある。

8 事業団事務局等への被災状況の報告（速報）

(1) 日中に災害が発生した場合

ア 各園から事務局への報告

- 各園は、発生後概ね45分以内に事務局へ電話し連絡をとる。
- 各園は、電話連絡とあわせて、次の事項を「事業所被害状況等報告書(福祉保健局様式8)」によりFAXで事務局へ報告する。
ただし、余裕がない場合は電話による口頭報告のみで構わない。
- なお、避難や安全の確保を最優先とする。
 - 職員の参集状況
 - 人的被害の状況（死亡・負傷者・不明者数等）
 - 施設・ライフラインの被害状況等
 - 施設の運営状況
 - その他

イ 事務局から東京都福祉保健局への報告

- 事務局は、各園の被災状況について、福祉保健局各所管部へ概ね1時間以内に報告する。
- 事務局が甚大な被害を受け、機能していないときは、各園は上記報告事項について、福祉保健局各所管部へ直接報告する。

ウ 電話やFAXが通じないときの対応（災害用伝言ダイヤルの利用）

- 各園は、災害用伝言ダイヤルを利用して、各園の代表電話番号に報告ポイントを絞って簡潔に録音する。（事務局は再生する。）
 - 人的被害（利用者と職員の安否）
 - 建物被害（園敷地内の生活が可能か、ライフライン）
 - 困っていること
- パソコンや携帯のメール等による連絡も試してみる。
- 事務局は、災害用伝言ダイヤルを利用して、事務局の代表電話番号に、各園へ連絡事項を録音する。（各園で再生）

(2) 夜間・休日に災害が発生した場合の報告

- 各園は、発生後概ね45分以内に事務局へ電話し連絡を試みる。
- 連絡を試みても参集者がいない等、連絡がとれないときは、事務局及び福祉保健局各所管部へ「事業所被害状況等報告書(福祉保健局様式8)」によりFAXで報告する。
- あわせて緊急連絡網を利用し、事務局へ連絡する。
- 事務局の参集者はFAXを確認したら施設へ連絡をとる。

第2章 概ね24時間以内に行うこと

● 概ね24時間以内に行うこと

- 1 備蓄品の使用準備
- 2 当面の利用者支援方針及び役割分担の確認
- 3 主な優先業務の具体的実施方法等
- 4 各設備業者や利用者家族等への連絡

1 備蓄品の使用準備

(1) 在庫確認・場所確保

- 備蓄品担当者は、在庫を確認する。
- 必要な物品を倉庫等から出し、分配する場所を確保する。

(2) 配分方法を決める

- 食料や衛生用品は、人数等からおおまかな消費ペースを考え、災害対策本部で配分方法を決める。
- 被害規模等により長期化しそうな場合は、節約しながら使用する。

(3) 払い出し状況や在庫管理

- 備蓄品担当者は在庫管理を行い、物資の不足や物流の復旧の遅れが明らかかな場合は、必要な物品と数量を明らかにし、地元自治体や社協等に救援物資の配付を依頼する等対応を検討する。
- 毎日、災害対策会議の際に、各寮等から状況を報告してもらう。

2 当面の支援方針及び役割分担の確認

余震の状況、建物被害状況及び職員の参集状況等に応じて、次の各事項等、当面の支援方針を災害対策本部で決定し、指示する。

- 中断、縮小する業務（通所や短期入所の新たな受入休止等）
- 利用者支援の場所（1箇所を集めるか等）
- 設備やライフラインの状況から、給食・排泄・入浴（清拭）等の業務縮小目安
- 当面の役割分担とローテーション
- 避難者や通所利用者等受入による定員超過利用について

3 主な優先業務の具体的実施方法等

(1) 食事提供

ア 事前に行っておくこと

- 非常食を使用した非常時献立表を、最低3日分作成する。
- 1食分の量・カロリー、飲料水の量を記載しておく。
- アレルギーや流動食対応が必要な場合についても作成しておく。
- 備蓄品の消費後に、支援を要請する食品内容を検討しておく。

イ 災害時の提供方法

- 備蓄品と提供する人数を確認する。
- 三食・定時にこだわらず、非常食の予定表を基本に対応する。
- 予定表の朝・昼・夕の順にこだわらず、出せるメニューから提供する。
- 提供人数が予定より多い場合は、節約して使用する。
- 誤って使用し過ぎないように、一食分ずつ運び出す。
- 可能な範囲で備蓄品の容器をそのまま皿として使用する。
- 断水時に食器を使用する際は、食器にラップをして食事盛り付け、使い終わったらラップのみを捨てる。
- 飲料水はペットボトルを配付し、介助が必要な場合は個別に対応
- 可能なら、カセットコンロでお湯を沸かし、温かい物も提供する。

(2) 排泄

通常のトイレが使用できない場合、災害用簡易トイレ等で対応する。

(3) 入浴（清拭）等

ア 入浴業務中止時の対応策

- 断水時は、清拭用シート等の備蓄品と対応人数を確認する。
- 状況に応じて、部分・全身清拭、回数等について決め、実施する。

イ 主な清拭等用品の数量・保管場所

品名	数量及び保管場所		備考
清拭用シート	20袋	C棟談話室	
ドライシャンプー	20本	C棟談話室	
洗口液	20本	C棟談話室	

(3) 服薬管理や医療的ケアの実施等

ア 個別利用者の、服薬情報や医療的ケアの有無の把握

- 災害時や施設外避難の際に、応援職員等が利用者の服薬状況等を把握できるように、事前に個別の情報を記載した支援情報カードを作成しておく。(氏名、年齢、血液型、服薬情報、医療的ケアの必要性、発作の有無、その他注意事項等)。
- 応援職員が対応する際や避難時は、上記カードをベッド脇におくか首から掲げる等、誤った対応を防ぐよう努める。
- 医療的ケアが必要な利用者リストを作成しておく

イ 服薬の確保・医療的ケアの実施等

- 施設内にある薬剤等の点検を行い、優先使用方針を検討するとともに、不足する薬剤等については、調達に努める。
- 施設の被災状況、薬の確保状況、利用者の健康状態等を考慮し、医療機関や他施設への移送が必要と判断する場合は、保護者等へ連絡のうえ移送を行う。

ウ 医療的ケアを行う場所

場所	収容人数	必要備品等	
		品名	数量
管理棟2階 医務室・心理室	約4名 応急処置を基本とし、夜間は職員が見守れる場所に移動する。	緊急セット 毛布 水	1セット 4枚 5本

エ その他の留意事項

- 震災発生時においても、職員が冷静な行動をし、利用者の不安感を軽減するよう努める。
- 利用者の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さにも気を配るとともに、慣れない環境からくるストレスを緩和するよう努める。
- 職員の過重労働を防ぐため、休憩スペースを確保し、交代で体を休めるとともに、メンタルにも気を配る。

(5) 衛生環境の保持

ア 感染症の予防方法等

- 断水の場合、通常行っている「手洗い」「うがい」等ができなくなるため、手洗いはアルコール手指消毒剤等の使用等、うがいは少量の水を使用して行うなど、可能なかぎり感染症予防を行う。
- 感染症が発症した場合、感染が拡大しないよう、可能な限り個室等の隔離された場所へ移す。対応する職員はマスク等を必ず着用する。限られた物資・環境の中でも、最善の方法を検討し実施する。

イ ゴミの保管場所等

- 道路の被害状況やゴミ収集業者の被災状況等により、ゴミの収集が平常通り行われない場合に備え、ゴミの処理方法及び保管場所を確保しておく。
- ゴミの腐敗や悪臭を防ぐため、なるべく日陰の場所を保管場所にし、ブルーシートかけるとともに、ゴミ袋の中に塩素（次亜塩素酸ナトリウム）が含まれるもの（市販のハイター等）をスプレーしておく。
- ゴミの分別や保管場所について、職員に周知するとともに掲示する。

◆ゴミの一時保管場所

種類	一時保管場所	備考
紙ごみ	グラウンド奥に区分して保管	腐敗・悪臭発生しないもの
プラごみ等	//	食事容器等・悪臭発生あり
生ゴミ等	//	
汚物等	//	おむつ、簡易トイレの汚物袋等
がれき等	//	
津波による汚泥	//	

◆ゴミ関連の備蓄品

品名	数量	保管場所	備考
ゴミ袋(45ℓ)	10枚入り16包	C棟 談話室	
レジ袋(大)	50袋		
レジ袋(小)	50袋		
消臭剤	5個		
キッチン泡ハイター	12個		
ブルーシート	5枚	体育館下倉庫	
スコップ	4個		

4 各設備業者や利用者家族等への連絡

(1) 設備

被害を受けた建物や設備等のうち、生活や支援に大きな影響のあるものについては、可能な範囲で各設備業者へ連絡し、安全点検、応急処置等を行う。

(2) 利用者の家族等

- 利用者の家族等からの安否確認の連絡に対応する。
- ケースによっては、自宅での生活が可能か、交通手段が確保できているか等について家族と確認のうえ、帰宅するか施設で一時保護するか等を決める。
- 安否が確認できない場合や負傷した場合は、児童相談所、学校、家族等と適宜連絡調整し、対応する。

第3章 概ね72時間以内に行うこと

第3 概ね72時間以内に行うこと

- 1 救援物資の受け入れ体制の確保
- 2 ボランティアの受け入れ体制の確保
- 3 災害時要援護者（避難者）の受け入れ体制の確保
- 4 事業団施設間の応援体制（調整の仕組み）
- 5 復旧にむけた取り組み

1 救援物資の受け入れ体制の確保

- 救援物資の受け入れ・保管場所を決める。動線も考えて配置する。
- 必要な物品を必要な数量受け入れることができるよう、毎日の災害対策会議で各寮から情報を収集し、園で不足している物品の種類や数量を適時適切に把握する。
- 地元の自治体や社会福祉協議会等へ、依頼する。
- 救援物資を受け入れたら、その量等から配分先を検討し配付する。

2 ボランティア受け入れ体制の確保

- 各寮等からボランティアへ依頼したい業務を集約し、方針を決める。
- ボランティア用の名札を用意し、休憩場所を確保する。
- 受け入れに当たっての最低限のルールを決める。
（自身の食料や衛生用品等は、自分で持参してもらう等）
- ボランティアとの調整窓口担当者を決める。
- 担当者は、毎日の災害対策会議等で、各寮からボランティアに依頼し

- たい業務の内容等の情報を収集し、調整する。
- 地元自治体や社会福祉協議会等と連絡調整する。

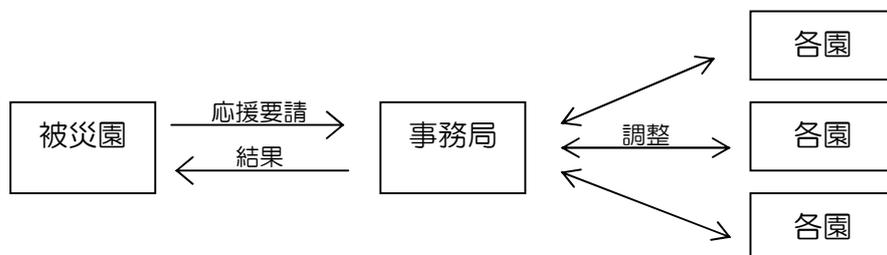
3 災害時要援護者（避難者）の受入の準備

- 施設利用者の安否が確認でき、ある程度状況が落ち着いてから、一般的な避難所では避難生活に支障があり、介護やの特別な配慮を必要とする障害者等の受け入れについて、可能な範囲で対応する。

4 事業団施設間における応援体制（調整の仕組み）

事業団各施設において、必要な職員数を確保できない場合や、甚大な建物被害を受けた場合等において、当該被災施設が職員の派遣要請や利用者の一時的受け入れ要請を行う場合は、事業団をあげて、要請に応じるものとする。

基本的には、事務局が、被災施設から要請を受け、他施設と必要な調整を行うものとする。（緊急対応が必要な場合や効率性の観点から、近隣の事業団施設等と直接調整しても構わない。）



(1) 職員の派遣要請と調整の流れ

- ① 事業団職員の派遣を要請する被災園は、「応援体制の調整票（事業団職員の派遣）の1欄」により、事務局へ、FAXで応援職員の派遣を要請する。
- ② 事務局は、「応援体制の調整票（事業団職員の派遣）の2欄の上段」により、応援要請のあった園以外の園へ、FAXで要請内容を連絡し、派遣可能な職員の登録を依頼する。

- ③ ②により連絡を受けた各園は、「応援体制の調整票（事業団職員の派遣）の2欄の下段」により、事務局へ、FAXで派遣可能な職員の登録について回答する。
- ④ 事務局は、各園からの登録内容を調整した結果派遣する職員について、「応援体制の調整票（事業団職員の派遣）の3欄」により、職員派遣元の園と、派遣先（要請元）の園に連絡する。
- ⑤ 集合場所や留意事項等の詳細については、可能な範囲で事務局が連絡調整するが、派遣元と派遣先の園で直接調整していただいで構わない。

(2) 利用者の受け入れ要請と調整の流れ

- ① 他事業団施設へ利用者の受け入れを要請する被災園は、「応援体制の調整票（利用者の受け入れ）の1欄」により事務局へ、FAXで利用者の受け入れを要請する。
- ② 事務局は、「応援体制の調整票（利用者の受け入れ）の2欄の上段」により、応援要請のあった園以外の園へ、FAXで要請内容を連絡し、利用者の受け入れ可否について回答を依頼する。
- ③ ②により連絡を受けた各園は、「応援体制の調整票（利用者の受け入れ）の2欄の下段」により、事務局へ、利用者の受け入れ可否についてFAXで回答する。
- ④ 事務局は、各園からの回答内容の調整結果について、「応援体制の調整票（利用者の受け入れ）の3欄」により、受け入れ先の園と、受け入れを要請した園に連絡する。
- ⑤ 利用者情報や受け入れに係る留意事項等については、受け入れ先の園と、受け入れを要請した園で直接連絡をとり調整する。

5 復旧に向けた取り組み

(1) 復旧に向けた取り組みについての検討

- 災害対策会議を定期的開催し（被害や復旧状況に応じて、1日1回～数回）、各寮等の現状を把握し、園内の現状や課題について共通認

識を図り、復旧に向けた取り組みについて検討する。

- 検討のうえ実施することとした復旧に向けた取り組みは、いつまでに誰がどのように行うのか等具体的に検討し、進行管理する。
- 必要に応じて、事務局・自治体・学校等関係機関と連絡・調整して行う。

(2) 設備等の修繕

- 建物や設備の被害を受けた箇所について確認を行い、写真等で記録しておく。
- 修繕等が必要な項目を洗い出し、緊急度、日々の生活への影響度が大きいものから、優先順位をつける。(すぐに対応が必要なものと長期的な対応で足りるものとの分類する。)

- 早急な対応が必要なものについて、専門業者による復旧工事や修繕を行う。
- 水道管・下水道管・ガス管等で、自治体が管理している範囲に被害がある場合は、管轄の事業所へ連絡する。
- 園の予算で対応できない規模の修繕等が必要な場合は、適宜事務局と相談のうえ対応する。

Ⅲ 避難者(災害時要 援護者)の受け入れ

鋸南町からの依頼で、勝山学園は1時避難所の指定となっている。町は、学園を2次避難所にする予定はないとのことである。

【地震発生後、1次避難所である勝山学園に住民が避難してきた時の対応】

- 体育館、C棟和室を開放し、住民に提供する。
- 町と協力して、2次避難所に移動するまで、場所を提供する。

※ 以下参考

第1章 平常時における取り組み

1 基本的な考え方等

- 障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする災害時要援護者は、住環境や周囲への気兼ねから一般の避難所で共同生活を続けることが困難な場合が多く、避難所で生活するには要援護者の特性や状況に配慮した対応が必要である。
- また、東京都地域防災計画において、都立施設は状況に応じて地域の二次避難所（福祉避難所）としての役割を果たすとされている。こうしたことから、事業団各施設は、社会福祉施設としてこれまで培ってきたノウハウを活かし、求められる役割を果たせられるよう、自治体と協力して要援護者の受け入れに取り組むこととする。
- 取組みにあたっては、建物の安全性や施設本来の利用者の安全確保を前提とし、二次被害や大きな混乱を招かないよう、対応可能な内容を明確にするとともに、課題と具体的対応策を検討する。
- 事業団各施設が二次避難所として指定されるかは、自治体の判断事項であるが、地元自治体から二次避難所に指定されていない場合でも、他地域を含む自治体から緊急要請を受ける場合や、甚大な被害を受けた事業団施設の利用者等が、被害の少ない他の事業団施設に避難する場合を想定し、対応できる内容を検討し準備しておく。
- 事業団各施設で受け入れる災害時要援護者は、具体的には自治体との協定等により決めていくが、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする在宅の方で、必要に応じてその家族も受け入れることとする。
- 自治体との調整がつく場合は、施設の有する能力をを特に活かすことのできる、施設本来の対象者（障害者や幼児等）を避難受入対象者とするのが望ましい。
また、受け入れた後に容態が急変した場合や、施設の機能では対応ができない方については、安全が確保できるよう適切な対応が行える病院や他施設等へ移送するなど、無理のない支援体制について、事前の準備を行う。

2 平常時に検討する事項、自治体との事前調整

(1) 全体事項

- 園の中で、対応できる内容を検討する。
(場所の提供のみか、備蓄品も提供するのか、支援も行うのか等)
ただし、園自身も被災した場合は、建物や利用者の被災状況により、かえって大きな混乱を招かないよう、できる範囲で対応する。
- 自治体と協議し、実施内容、役割分担(平常時の対策、災害時における避難所の設営・受入調整・物資の調達や支援者の確保等)、手続き、経費の負担等について、事前に調整し、協定書を締結する。

(2) 自治体及び施設における二次避難所担当所管等

- 自治体及び施設における二次避難所担当所管や責任者を確認する。

■自治体の二次避難所担当所管

所管部署名	
電話番号	
FAX番号	
避難所管理責任者	
連絡調整担当者	

■施設の二次避難所担当所管

責任者	園長
二次避難所担当チーフ	管理係長
二次避難所担当	管理係から3名

※園の災害際策本部の構成は、「Ⅰ 事業継続計画」の「第3章 災害時における組織体制」に記載。

(3) 提供場所

- 要援護者を受け入れる場所は、原則としてバリアフリー化(段差解消・障害者用トイレ利用可能な場所等)された場所とする。
- 可能なかぎり、冷暖房や情報提供関連設備を確保する。
- プライバシーに配慮し間仕切りした区域や、行動障害のある方等のクールダウン等のための部屋の提供等の検討を行う。
- 物資置き場、支援者の打合せ場所など必要な場所を確保できるよう一定の広さを確保する。

(4) 対象者像と規模

- 自治体と協議し、受入れ対象者を決めておく。(例えば知的障害者等)
- 提供する場所の面積から、受け入れ可能な人数を決めておく。
- 自治体との協定で、自治体が設置運営し責任を持って支援者を確保することが担保されていないなら、施設の通常時の対象者(知的障害者の施設は知的障害者)を主な受入対象者とすることが望ましい。

(5) 避難所の設置や運営主体

- 設置運営方法について、自治体の意向を確認し、自治体が主体的に設置運営し施設は場所を提供するのみなのか、自治体からの要請により施設も管理運営に参画するのか決めておく。
- 施設が避難所の管理運営に参画する場合においても、自治体から当該施設担当職員を派遣してもらうことが望ましい。
また、どのタイミングで何の情報を連絡するのか、調整しておく。

(6) 物資や機材の確保

- 自治体と共に、避難所運営に必要な物資や機材について、確認する。
- 園に備蓄しておくもの、発災後に搬入するもの、それぞれどちらが主体となってどのように確保するのか調整する。
なお、開設に最低限必要な備品等は用意しておく。
- これらの経費に関しては、自治体に負担してもらうことを基本として、調整を行う。

(7) 支援者の確保

- 自治体との事前調整において、支援者の必要人数やどちらが主体となってどのように確保するかを決めておく。
- 状況によっては、要援護者の家族等の支援者も一緒に受け入れ、家族等に支援してもらえらるような、受け入れ体制も検討しておく。

(8) 要援護者受け入れ時の手続

- 被災時に要援護者を受け入れる際の手順について自治体と調整する。
- 被災時には、建物の被災状況や受入可能な内容を確認のうえ、受入体制が整ってから、二次避難所を開設する必要がある。
- 場所だけ提供し、二次避難所の整備から受入調整・支援まで全て自治体の責任において行う場合は、被災時に、施設は建物の被害状況を自治体へ連絡し、自治体は開設することを施設へ事前に連絡し、施設は必要に応じて協力する旨等を定めておく。
- 避難所の具体的な設営が施設へ依頼されている場合は、「避難(予定)者の個別状況票」を活用し、避難予定者の情報(支援・配慮内容等)について、可能な限り避難前に自治体から提供してもらう。
- 被災直後から、要援護者が一次避難所を経由しないで避難してきた場合の対応について、確認しておく。

- 一次避難所から二次避難所への移送、二次避難所から緊急入所又は入院先への移送手段の確保について、自治体と協議し決めておく。

(9) 開設期間

- 自治体と協議し、二次避難所の開設期間を定めておく。ただし、やむを得ない場合は協議により必要最小限の期間を延長できるものとしておく。

(10) その他（帳票の整備や広報等）

- 二次避難所の運営に必要な帳票等を整備し、保存しておく。
- 自治体が園を二次避難所として指定する場合、自治体による対象者への周知内容や、一般広報内容を確認しておく。
- 防災マップ等に二次避難所が明記されているなど一般に公表されている場合は、それを見た多数の一般市民等が園に避難して来ることのないよう、二次避難所が誰に対するもので、どういう手順で利用できるかも合わせて記載することを自治体に依頼しておく。
- 自治体によっては、災害時要援護者の把握や、災害時個別支援計画の作成に着手するなど対策を図っているところであり、地元の自治体の取組状況を把握しておく。

3 自治体との協定書の締結

自治体と、上記2の事項など調整した内容を協定書として締結する。

(1) 自治体が設置・運営し、施設は主に場所を提供する場合の事項例

- 目的
- 利用対象者（要援護者の内容）
- 利用予定場所
- 避難所として利用できる施設の周知
- 応急危険度判定の実施
- 避難所の開設
- 避難所開設の通知
- 避難所の管理
- 費用負担
- 開設期間
- 避難所の終了
- 個人情報の保護
- 関係書類の保管
- 有効期間
- その他

(2) 自治体からの要請に基づき、施設も設置や運営に携わる場合の例

- 目的
- 利用対象者（要援護者）
- 受け入れ可能人数（概算）
- 利用予定場所
- 避難所として利用できる施設の周知
- 施設使用の要請及び受諾
- 応急危険度判定の実施
- 避難所の開設
- 避難者情報の提供（利用の手続等）
- 避難者の移送
- 物資の調達
- 介護支援者の確保
- 避難所の管理
- 費用負担
- 開設期間
- 避難所の終了
- 運営マニュアルの整備
- 個人情報の保護
- 関係書類の保管
- 有効期間
- その他

4 職員への周知や訓練の実施

(1) 研修等による職員への周知

- 災害発生時において、円滑に二次避難所を設置・運営するためには、具体的で実践的なマニュアルを整備するとともに、職員全員がその内容を認識し、課せられた役割を確実に実施できることが必要であるため、研修を実施する等周知を図ると共に意見交換する。
- 災害発生時において、円滑に福祉避難所を設置・運営できるよう、自治体等関係機関と認識の共有を図ると共に、災害時要援護者及びその家族等の関係者へ避難所の目的やルールに関する知識の普及啓発に努める。

(2) 訓練の実施等

- 災害発生時において、円滑に福祉避難所を設置・運営できるよう、施設職員だけでなく、自治体や災害時要援護者及びその家族等の関係者

が参加する訓練を実施する。

5 要援護者の特性に応じた対応

- 避難所生活において要援護者が必要とする支援内容は一人ずつ異なり、受け入れる際に個別に確認する必要があるが、一般的には次のア～コに記載した支援や配慮を行う。
- 各施設利用者と同様の要援護者を受け入れる場合は、施設の有するノウハウを十分に活かし、高齢者など施設利用者と異なる対象者を受け入れる場合は、その特性の理解に努め、可能なかぎり特性や状況に応じた対応を行う。
- 停電等により空調管理ができない等、要援護者によっては必要とする対応ができない場合は、その旨を明らかにし、適切に対応できる方を受け入れる。

ア 肢体不自由のある方

- 障害内容に応じて、食事・排泄・着替え・入浴・移動等の日常生活に介助が必要となる。
- 車椅子使用者は、トイレ等と段差のないスペースが避難場所となるよう配慮し、通路は車椅子が通れる幅を確保する。
- 体温調整できない方には、空調の配慮を行う。
(停電等により空調を確保できない場合は、その旨を明らかにする。)

イ 内部障害者

- 外見からはわかりにくいいため、十分に聞き取り、状況を把握する。
- 常時医療機器を利用している方は電源の確保が必要となる。
- オストメイトの方はストーマ装具の交換や洗浄等できる設備が必要となる。
- 食事療法（塩分・カリウム等への配慮等）が必要な方もいる。

ウ 視覚障害者

- 音声による状況説明・情報提供・コミュニケーションが必要となる。
- 移動や食事等に支援や配慮が必要（支援が必要か、声かける。）
- 誘導する際は、いきなり腕をつかんだりせず声をかけてから、半歩前に立ち、肘の上を握ってもらい誘導する。
- 壁際等わかりやすい場所が避難場所となるよう配慮する。

エ 聴覚障害者

- 筆談や手話による状況説明・情報提供・コミュニケーションが必要と

なる。

○情報はホワイトボード等にも掲示する。

オ 盲ろう者

○移動や食事、情報提供等の各場面で特別の支援や配慮が必要

○指点字等、コミュニケーションがとれる支援者に同行してもらう。

カ 知的障害者、自閉症の方

○普段と違う場所、騒がしい音、大勢の人がいる場所等が苦手な方もいるため、間仕切り個室を用意する等、落ち着ける環境を作る。

○聴覚に過敏（乳幼児の泣き声等が苦手）な方もいるため、受け入れた要援護者に乳幼児がいる場合は、場所を分ける等の配慮が必要となる。

○指示や予定は、できるだけ具体的に、短い文章で、「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」「穏やかな口調で」説明する。

実物や絵を見せて、意思を確認するのもよい。

キ 精神障害者

○服薬への配慮・支援が必要

○状態によっては、落ち着ける場所が必要となる。

ク 高齢者

○心身の状態によって、食事・排泄・着替え・入浴・移動等の日常生活に介助が必要となる。

○堅いものが食べられない等、食事内容に配慮が必要な場合もある。

○認知症高齢者には、見守りを含め、状況に応じた対応が必要となる。

ケ 乳幼児

○ミルクを作るためのお湯や、授乳・オムツ替えの場所が必要。

○乳幼児が大声で泣いているときに利用するスペースや、子どもが走り回って遊べるスペースを用意する。

○急激な環境の変化で思わぬ事故につながらないように、家族の方と一緒にいてもらう。

コ 妊産婦

○精神的動揺により、状態が急変する場合もあるので、搬送先の確認や移送手段の確保が必要となる。車椅子もあるとよい。

第2章 災害発生時における対応マニュアル（二次避難所）

1 二次避難所の開設に向けた直前の準備

■ 自治体が設置運営する場合（施設は場所の提供のみ）

（1）施設の安全確認【発災後1時間以内】

- 二次避難所の開設は、施設利用者の安全確保や、建物の安全性を前提とするため、施設利用者の状況を把握すると共に施設の被害状況とライフラインの状況を確認する。（具体的方法は「Ⅱ 災害発生時における緊急対応」「第1章概ね1時間以内に行うこと」に記載）

（2）施設の災害時対策本部において方針決定【発災後概ね1～3時間】

- 施設利用者の安全確保や建物・ライフラインの状況等を鑑み、二次避難所として対応可能な内容を確認する。
- 建物被害やライフラインの状況から、対象者に一部制約を設ける必要があるか確認する。（停電時において、非常用電源の状況から常時電源を必要とする医療器械使用者の受入は困難である等）
- 避難所区域を確認する。（立入禁止区域の確認）

（3）自治体との連絡調整【概ね発災当日】

- 建物被害やライフラインの状況等について、自治体へ報告する。
- 二次避難所の開設について、区市町村から連絡を受ける。
（自治体は、災害の規模から二次避難所（福祉避難所）の開設が必要と判断した場合や、一次避難所の避難者の中に要援護者がおり二次避難所の開設が必要と判断した場合に、二次避難所を開設する。）
- 自治体職員名（二次避難所管理責任者と連絡窓口担当者）を確認し、施設の担当職員名（責任者として災害対策本部長名と、二次避難所に係る連絡窓口担当者）を伝える。
- 自治体職員の到着予定時刻や開設日時の目安を確認する。
- 自治体職員到着までに施設側で準備しておくことを調整する。

（4）自治体職員が開設するまでの対応事項【概ね発災当日～翌日】

- 避難所関係者の立入禁止区域に、その旨掲示する。
- 自治体職員へ、提供する区域や設備の確認・説明
- ゴミの分別や保管方法、トイレや手洗い場を提供する場合はその利用ルールを説明する。（平常時に作成したものの確認）
- 避難所開設前に要援護者が避難してきた場合は、その対応
- その他、自治体から依頼された事項を行う。

■ 自治体からの要請に基づき、施設が設営や運営を担う場合

(1) 施設の安全確認【発災後1時間以内】

- 二次避難所の開設は、施設本来の利用者の安全確保や、建物の安全性を前提とするため、施設利用者の状況を把握すると共に施設の被害状況とライフラインの状況を確認する。
(具体的な方法は、「Ⅱ 災害発生時における緊急対応」の「第1章概ね1時間以内に行うこと」に記載)

(2) 施設の災害時対策本部において方針決定【発災後概ね1～3時間】

- 施設利用者の安全確保や建物・ライフラインの状況等を鑑み、二次避難所として対応可能な内容を確認する。
- 建物被害やライフラインの状況から、対象者に一部制約を設ける必要があるか確認する。(停電時において、非常用電源の状況から常時電源を必要とする医療器械使用者の受入は困難である等)
- 避難所区域を確認する。(立入禁止区域の確認)
- 被災状況等から受け入れ開始可能日時について目安をたてる。

(3) 自治体へ被災状況、受入可能内容を報告【概ね発災当日～翌日】

- 施設は、建物やライフラインの状況、受け入れ可能な内容について、自治体へ連絡する。
- 協定で予定していた二次避難所の場所が被害等により使用できない場合はその旨を伝える。この場合において、他の場所の提供が可能な場合はその内容を伝える。
- 建物被害やライフラインの状況から、対象者に一部制約を設ける場合は、その内容を伝える。(停電時において、非常用電源の状況から常時電源を必要とする医療器械使用者の受入は困難である等)
- この時点で避難所の設営が困難な場合はその旨を伝え、受け入れ体制が整ったら、再度連絡する旨を伝える。

(4) 自治体から二次避難所の開設要請【概ね発災当日～翌日】

- 二次避難所の開設について、区市町村から要請を受ける。
(自治体は、災害の規模から二次避難所(福祉避難所)の開設が必要と判断した場合や、一次避難所の避難者の中に要援護者がおり二次避難所の開設が必要と判断した場合に、二次避難所を開設する。)
- 自治体職員名(二次避難所管理責任者と連絡窓口担当者)を確認し、施設の担当職員名(責任者として災害対策本部長名と、二次避難所に係る連絡窓口担当者)を伝える。
- 自治体が把握している避難予定者の概要について聞き取る。
- 震度6弱以上のとき等は、自治体も混乱していることが想定される

ため、要請を受ける前から体制がとれる場合は準備を進め、連絡する。

(5) 二次避難所の設営【概ね発災当日～翌日】

①全体

- 散乱物の片付けや清掃等、二次避難所として利用可能な状態にする。
- 施設本来の管理運営区域と二次避難所区域を分け、避難所関係者立入禁止区域にその旨の掲示する。
- 二次避難所区域の中も、二次避難所運営組織のみが使用する区域と避難者が使用できる区域にわけ、避難者立入禁止区域に掲示する。
- 防災関係設備の確認を行う。(園の災害対策本部からの連絡)

②利用者の居住スペース：C棟1階和室または体育館を提供

- 寝食がとれるスペースと寝具等を用意する。
⇒寝具等が不足する場合は自治体へ確保を要請する。
- 空調を確保する。
停電時や体育館等を提供する場合、可能な限り冷暖房器具を確保すると共に、冬季はダンボールを床に敷き、夏季は風通しをよくするなどの対策を講じる。
⇒冷暖房器具が不足する場合（特に停電時）は、自治体へ要請する。
- 事前検討した区域に従い、要援護者の状況に応じた配置を確認する。
体育館等の広い空間を提供する場合は、誰がどのあたりにいるかわかるように、テープや仕切りで区画し、おおまかに地番をつけておく。
- 知的障害者や自閉症の方を受け入れる場合は、騒がしい音、大勢の人がいる場所等が苦手な方もいるため、間仕切りを設ける。
- 車椅子使用者を受け入れる場合は、トイレ等と段差のないスペースが避難場所となるよう配慮し、車椅子が通れる通路幅を確保する。
- 聴覚障害者には、文字による情報提供が必要であることから、ホワイトボードの近くとするか、情報提供しやすいように聴覚障害者の居住スペースをある程度まとめておくことよい。
- 視覚障害者には、音声による情報提供が必要であり、移動等に支援が必要であることから、壁際等わかりやすい場所とする。
- 興奮状態になった避難者を落ち着かせるためや、授乳やオムツ替え、個別相談時等に使える狭い部屋も合わせて提供する等の検討を行う。
- 避難所受け入れ時や、食事提供、日中の過ごし方等について、避難予定者の状況に応じて検討し、必要な動線やスペースを確保する。
- トイレを使用できない方への排泄支援や清拭を行う場合、女性等にもプライバシーに配慮したスペースを確保する。
- 衛生状態を保ち、食中毒や感染症の予防の観点から必要なスペースを確保する。

③救護所の設置

- 必要に応じて、救護所を設置する。
- 需要が少ない場合は、園の救護所で対応する。

④トイレ：C棟1階トイレを提供

- 停電や断水等により通常のトイレが使用できない場合、災害用簡易トイレを設置する。（設置方法は、「Ⅱ 災害発生時における緊急対応」の「第1章 概ね1時間以内に行うこと」の7に記載）
- 利用のルールについて、掲示する。（ルールは平常時に用意）
- 定期的に、汚物を園指定の保管場所に移すと共に、清掃する。

⑤ゴミ置き場：C棟1階ダイニング脇に区画

- 避難所利用者用のごみ置き場を設定する。
- 分別ルールを絵や写真等でわかりやすく掲示する。（平常時に用意）
- 悪臭や害虫防止のために、長期に放置せず、定期的に園の保管場所に移す。（場所は、「Ⅱ 災害発生時における緊急対応」の「第1章概ね1時間以内に行うこと」の7に記載。殺菌剤もスプレーする。）

⑥物資の保管場所：C棟2階談話室の一角に保管

- 食料・飲料水・日常生活用品・介護用品等の置き場を確保する。
- 承諾なく消費されて困ることのないよう、保管方法に留意する。
- 施設本来の備蓄とは区分しておく。
- 状況によっては、人道的配慮により施設の物資を提供するが、基本的には施設で必要とする量は区別して確保しておく。避難所の方は、初動対応分を除き自治体から随時搬入される仕組みを調整しておく。

⑦支援者の拠点となる場所：C棟1階図書室に設置

- 記録や打合せを行う等、支援者の拠点となるスペースを確保する。
- ラジオやテレビの情報収集機器を用意する。
電話やトランシーバー等、施設内外との連絡手段を確保する。
⇒不足する場合は、自治体に要請する。
確保できるまでの間は、施設の災害対策本部から情報提供する。
- 支援者の休憩場所を確保する。

⑧利用者への情報提供：C棟1階玄関付近に掲示板設置

- 可能なら、避難者も使える場所にテレビやラジオ等を用意する。
- 避難者へ情報提供する掲示板・ホワイトボードを設置する。

⑨不足している物品の確認及び確保要請

- 不足する（見込含む）食料や生活物資等は、自治体へ確保を依頼する。
ライフライン停止時には、必要となる水の量や発電機等の資機材、ブ

○パンガス等の燃料、冷暖房器具等の確保を要請する。

○自治体による確保が遅れることが見込まれる場合は、施設の物品を支障のない範囲で提供する。なお、後日請求する際に必要なため、「物品受払簿（二次避難所）」に記載する。

(6) 支援体制の確認（外部の支援員の受入・打合せ）【発災2～3日目】

○施設の二次避難所担当者は、自治体と連絡して、自治体職員や自治体が確保した支援員を受け入れる。（事前の協定内容による。）

○自治体による確保状況によっては、施設で負担できるか検討する。
（特に人手を必要とする受入時）

○役割分担を決める。

（例）

リーダー	1人	全体総括、指揮・判断 区市町村等関係機関との調整 園の災害対策本部との連絡調整
受入担当	1人	避難者受入調整の総括 避難者の状況把握
物資担当	2人	飲料水・食料・物資の受入払出及び数量管理 *不足分の把握 *確保要請数・支援物資受入れ *備蓄食材の組合せによるメニュー検討
支援担当	残り	介護や生活の支援 *持ち場も決める

*清掃やゴミ捨てについても分担・当番を決めておく。

*利用者や同行した保護者にも、状況により、可能な範囲で掃除や食料の配付・見守り等に協力してもらう。

*衛生管理について、自治体の保健士や施設の医療職・栄養士等が必要に応じて意見する。

○支援者全員で、利用する場所を確認する。

- ・受付
- ・利用者の利用するスペース、トイレ
- ・支援員のスペース
- ・日常生活用品、介護用品、食料等の保管・払い出し場所
- ・ゴミ捨て場、そのゴミを廃棄（施設で保管）する場所
- ・二次避難所利用区域の確認（事業団職員以外の支援者は、避難所利用区域以外は原則立入禁止）

(7) 避難予定者の状況確認【発災2～3日目】

○自治体へ、設営状況や支援員の確保状況について連絡する。

- 自治体から、避難予定者について「避難（予定）者の個別状況票」を提出してもらう。
- 停電や混乱により事前に入手することが困難な場合は、二次避難所に入るときに提出してもらう。（状況票の事前入手が困難な場合、名前と支援概要等の情報は可能な限り事前に入手する。）

（8）受付手順や運営方法の確認【発災2～3日目】

- 名札を用意する。
必要に応じて、名札ケースに個別状況票のコピーを入れておく。
- 事前に入手した「避難（予定）者の個別状況票」を基に、可能な範囲で「避難者名簿」を作成しておく。（受入後でも可）
- 受付時の説明事項を整理する。（利用ルールや相談場所等の案内）
- 事前に避難者を把握している場合は、誰がどの場所（部屋）を利用するのか割り当てておき、名簿や名札にも記載する。
- 事前に避難者を把握できない場合は、どの部屋から入れていくのか、対象者の状態別の部屋割り等を決める。
- 受付時の役割分担を決める。
（個別状況票や名簿一覧を確認する人、名札等を渡す人、場所を案内する人等）

（9）自治体へ受け入れ可能の連絡【発災2～3日目】

- 自治体へ、避難所の体制が整ったことを連絡する。
- 到着予定時刻、移送手段について確認する。
- 可能なら、一度に多人数受け入れず、少し時間をずらしてもらう。
- 事前に「避難（予定）者の個別状況票」が提出されていない場合は、受付時に提出するよう、依頼する。

（10）施設の災害対策本部へ報告【随時】

- 施設の二次避難所担当は、施設の災害対策本部へ随時情報を入れる。
- 施設の災害対策本部は、事業団事務局にも概要を情報提供する。

2 二次避難所の開設・運営

■ 自治体が設置運営する場合（施設は場所の提供のみ）

（1）受け入れ時の応援等

- 自治体が設置運営する場合でも、必要に応じて、受け入れが落ち着くまでは自治体の指示により補助する。

(2) 連絡調整及び必要な支援

- 定期的に状況確認・自治体担当者と連絡調整し、必要な対応を行う。

■ 自治体からの要請に基づき、施設が設営や運営を担う場合

(1) 避難者の受付

- 「避難者の個別状況票」に利用開始日を記載し、受付を行う。
- 事前に「避難者の個別状況票」が提出されていない方は、受付時に提出してもらう。
- 名札を渡す。
- 同じ部屋(区域)の方へまとめて利用ルールを説明し、場所を案内する。
*保護者等の支援者が同行していない重度知的障害者等、案内にも配慮が必要な方については個別に対応する。
- 受付に時間を要して入口が混乱する場合は、氏名だけ確認して、整理券を渡し、指定した場所にいてもらうようにし、後から順番に受付を行うなどの配慮を行う。(わからなくならないように留意)
- 二次避難所を開設する前に、避難者があった場合は、応急的に対応する。可能な場合は、避難所開設までの間は施設本体で支援する。

(2) 名簿の作成・管理

- 避難者の状況等を把握するため、「避難(予定)者の個別状況票」を元に「避難者名簿」を作成し、随時更新する。
- 避難者が退所する場合は、自治体へ報告・確認するとともに、可能な限り転出先を確認し記録する。
- 毎日、名簿の整理及び集計を行い、「避難状況報告書」に集計結果を記入し、自治体へ報告する。
- 「避難者名簿」の情報は、公開を望まない避難者を除き、二次避難所に掲示するとともに、他から問合せがあった場合に原則公表する。
(ただし、行政機関、福祉関係事業者、安否確認を求める親戚等でないことが明らかな場合は、この限りでない。)

(3) 食料・生活用品等の配給依頼及び受け入れ

- 飲料水・食料・日常生活用品・福祉機器等に不足がある場合は、必要とする食料等の内容や量を「食料・生活用品等の配給依頼書」により、自治体へ依頼する。
その際、現状や緊急度も備考欄に記載する。
- 依頼した食料等が配給された場合は、「食料・生活用品等の配給依頼書」に受領日時を記入し、食料等を受け取り、保管場所へ保管する。
- 依頼した食料等が配給された場合は、「物品受払簿(二次避難所)」に記入する。

- 食料等の配給依頼にあたっては、必要量の把握に努め、過剰に依頼しないよう留意する。

(4) 支援員等の専門的人材確保依頼及び受け入れ

- 二次避難所の利用者支援に係る専門的人材に不足がある場合は、不足する職種・人数・活動内容等について確認のうえ「支援員等の人材確保依頼書」により、自治体へ確保を依頼する。
- 依頼した人材が派遣された場合は、業務内容等を説明のうえ、避難所運営に参加してもらう。「支援員等の人材確保依頼書」には受け入れた日付等を記載しておく。

(5) ボランティアの受け入れ

- ボランティアへ依頼したい業務を集約し、方針を決める。
- ボランティア用の名札を用意し、ボランティアであることと、何の業務を依頼している方が分かるように記載する。
- 休憩場所を確保する。
- 受け入れにあたっての最低限のルールを決め、伝える。
(自身の食料や衛生用品等は自分で持参してもらう等)

(6) 二次避難所における災害時要援護者の支援

ア 基本事項

- 食事の提供等のほか、個別に必要とする介護や配慮を行う。
- 災害発生前に利用していた福祉サービスについて確認し、可能な範囲で類似のサービス提供に努める。
- ライフライン停止時等の支援の内容については、「Ⅱ 災害発生時における緊急対応マニュアル」を参照。

イ 飲料水・食事の提供（Ⅱの第2章参考）

- 備蓄食品と提供人数を確認のうえ、公平性に配慮して配分する。
- 誤って使用し過ぎないように、留意する。
- 三食・定時にこだわらず、非常食の予定表を基本に対応する。
- 朝・昼・夕の順にこだわらず、対応可能なメニューから提供する。
- 「避難者の個別状況票」で把握した必要な対応（アレルギーや流動食等）を行う。
- 提供人数が予定より多い場合は、節約して使用する。
- 備蓄食料の消費後は、配給された食材を組合せて提供する。
- 可能な範囲で備蓄品の容器をそのまま皿として使用する。
- 断水時の対応として、食器にラップをして食事盛り付け、使い終わったらラップのみを捨てる。
- 飲料水はペットボトルを配付し、介助が必要な方は個別対応する。

○ライフライン停止時においても、可能な範囲で、カセットコンロでお湯を沸かす等、温かい物の提供に努める。

ウ 排泄の介助

- 通常のトイレが使用できない場合、災害用簡易トイレで対応するが、障害の内容等から災害用簡易トイレが使用できない方はおむつにより対応する。
- 可能な限り、プライバシーや周囲への臭いに配慮した場所で行う。

エ 入浴（清拭）等

- 断水時は、清拭用シート等の備蓄品と対応人数を確認する。
- 状況に応じて、部分・全身清拭、回数等について決め、実施する。

オ 衛生管理等

- 手洗い（断水時は手指消毒剤等を活用）・うがいの励行、清掃・ゴミ管理等、衛生保持に留意する。

カ 服薬管理や医療的ケアの実施等

- 「避難者の個別状況票」で把握した服薬管理や医療的ケアを行う
- 避難者の持参した薬剤が不足する場合、自治体へ確保を要請する。
必要に応じて、施設が関係医療機関等へ直接連絡し、調達に努める。

キ 緊急入所等

- 心身の状態から、二次避難所での対応が困難で、緊急入所する必要がある、当該施設で対応できる場合は、施設へ緊急入所する。
- 当該施設本体でも対応が困難で、病院や他施設での対応が必要な場合は、移送先を探すと共に、自治体へ移送先と移送手段の確保を依頼する。
- 病院や他施設へ移送する場合、「避難（予定）者の個別状況票」について、特記事項加筆のうえ、移送先へ提供する。
なお、個人情報の提供に係る同意をとる。（裏面に○をつけてもらう。）
意思確認が困難な場合や緊急を要する場合は、生命や安全の確保を優先して提供する。

ク 避難者への生活情報の提供

- 避難者が必要とする情報について、情報を収集し、掲示板や放送等の手段で提供する。
- 聴覚や視覚障害者等の特性に応じた情報提供を行う。（詳細前述）
- 保護者が同行して避難していることも考慮した情報を収集する。
- 避難所外部の生活情報の例
 - ・余震情報、地域の被害、安否情報

- ・生活物資情報
- ・ライフライン、交通機関の復旧情報
- ・生活再建のための各種制度等の情報

(7) 支援者間の打合せ・業務の記録等

- 定期的に支援者で打合せを行い、必要な支援や物資、及び実施すべきこと等を確認する。
- 避難所運営は基本的に24時間体制で交代勤務となることから、円滑に運営できるよう、対応した内容は日誌（ノートやPC）に記録しておく。
- 二次避難所で使用する物資等について施設の経費で用意した場合、後日費用を自治体に請求するため、内容等について記録し、新たに購入した場合の証拠書類を保存しておく。

3 二次避難所の閉鎖

- 二次避難所の開設期間は、基本的には、自治体との協定で定めた期間（協定上、必要により期間を延長することができる旨を記載しておく。）であるが、具体的な閉鎖日については、自治体から指示を受ける。
- 閉鎖日が決まった時点で、まだ避難者がいる場合は、その旨を周知するとともに、自宅等へ移送できるよう所持品を整理するとともに、移送手段について自治体に依頼する。
- 全員が利用を終了した時点で二次避難所を閉鎖し、自治体へ報告する。
- 二次避難所の後片付けをする。

4 費用の請求等

- 二次避難所の開設に要した人件費や物品等の費用について、自治体の定める基準や様式（なければ自治体と協議）にしたがい、請求する。
- 関係書類は、5年間保存する。

初動対応チェックリスト

項目		確認	実施時期（目安）				
			30分内	60分内	24時間	72時間	以降
安全確認 (寮・通所)	1	自らの安全確認	◎				
	2	利用者の安否と怪我の有無を1人ずつ確認する（リスト用意）	◎				
	3	負傷者応急処置・閉じ込め者救出。重傷者は看護師・医師へ。	◎				
	4	ガス元栓、火災の有無、建物破損状況を確認する。	◎				
	5	声かけ・不安解消（又は避難誘導）	◎				
	6	寮や通所建物内の危険な箇所はバリアを設置する		○			
	7						
館内放送	1	発災直後に館内放送を行う。（注意事項等）	◎				
	2	発災後概ね5分以内に、震度等の説明、避難か待機かの指示を行う。	◎				
	3	直後は概ね5分おきに、その後は必要に応じて情報提供する。	○	○	○		
	4						
災害対策本部	1	●●に災害対策本部を設置する。（設営・本部用物品を出す。）	◎				
	2	災害関連情報の収集（震度・津波・停電・断水等）＊ラジオ等	◎	○	○	○	○
	3	ホワイトボード(又は模造紙)に対応状況を記録する	◎	○	○	○	
	4	利用者の安否確認集約（怪我の有無も） ＊第1次は直後	◎	○			
	5	職員の安否確認 ＊第1次は直後	◎	○	○	○	
	6	施設・設備の被災状況集約 ＊第1次は直後	◎	○	○		
	7	震度5以下なら、参集連絡するか判断し、緊急連絡網連絡	○				
	8	参集者向けにの指示を施設代表電話の災害用伝言ダイヤルに録音	○				
	9	参集状況の確認・集約		○	○	○	
	10	救護所の設置について判断	○				
	11	救援を求めるかについて判断（あれば内容の確認）	○	○	○	△	
	12	利用者の支援場所について判断（1か所に集めるか否か）	○				
	13	非常発電装置送電場所・設備の確認・照明等使用禁止の指示	○				
	14	水道使用の可否について判断（貯水槽内は飲料用に確保等）	○				
	15	トイレの通常利用の可否について判断（災害用トイレ設置）	○				
	16	初動対応として実施することと、その役割分担の確認	◎				
	17	事業団事務局（不通なら都も）へ状況報告 ＊第1次は30分以内	◎	○	○	○	○
	18	保護者との連絡・調整			○	○	○
	19	関係機関（自治体・社協・学校・児相等）との連絡・調整			○	○	○
	20	ゴミの一時保管場所について確認			○		
	21	随時、その後の支援方法の判断・指示（食事・排泄・衛生保持等）			○	○	○
	22	備蓄品の配分方法について判断（食料・水・衛生用品の消費ペース）			○	○	○
	23	中断・縮小する業務の判断（通所等の新たな受入れ等）			○		

項目		確認	実施時期（目安）					
			30分内	60分内	24時間	72時間	以降	
	24	通所や短期入所利用者の、帰宅や一時保護について判断				○	○	
	25	当面の役割分担・勤務表について判断				○	○	○
	26	ボランティア受入れ判断・調整方法の確認				△	○	
	27	一時入所、利用者増員について判断				○	○	
	28	災害時要援護者の受入れの判断・調整方法の確認				△	○	
	29	ローテーション管理					○	○
	30	救援物資の要請					△	○
	31	職員の健康管理（心と身体）にむけた取組の検討					△	○
	32	中止・縮小業務の再開に向けた判断					△	○
	33							
救護所	1	●●に救護所を設置する。（設営・救護所の旨掲示）		◎				
	2	応急処置の実施		◎	○			
	3	重症者がいる場合は、救急要請・医療機関へ搬送		◎	○	○		
	4	重症者の数、名前、場所を対策本部に報告する		○	○			
	5	体調不良者の診察・投薬等			○	○	○	○
	6	職員の健康管理（心と身体）					○	○
	7							
設備関係	1	ガスの元栓チェック（各寮以外）		○				
	2	火災のチェック（各寮以外）		◎				
	3	建物・設備被害状況確認 *写真撮影		○	○			
	4	建物・設備被害の応急復旧			○	○		
	5	危険箇所に立ち入り禁止の表示を行う。		○	○			
	6	通信手段の確保		○				
	7	停電なら非常発電装置の稼働（自動稼働なら稼働の確認等）		○				
	8	非常発電装置からの送電エリアの照明を間引く。			○			
	9	断水か確認		○				
	10	ガス利用できるか確認		○				
	11	下水道利用できるか確認		○				
	12	災害用トイレの設置		○	○			
	13	ゴミ置き場の設置・衛生保持				○	○	○
	14	設備・情報システム復旧に向けた取組（業者と調整等）				△	△	○
	15							
	1	災对本部の指示により利用者を1か所に集める。		○	○			
	2	人工呼吸器使用者等を電力使用可能な部屋へ移す。（停電時）		○	○			
	3	通常職員以外でも支援できるよう支援内容カードを首に付ける。			○	○		
	4	避難や搬送が必要な場合は「入所者引継ぎカード」を作成する。			○	○		

項目		確認	実施時期（目安）				
			30分内	60分内	24時間	72時間	以降
入所者支援	5	排泄介助		△	○	○	○
	6	飲料水		△	○	○	○
	7	食事（非常食等）			○	○	○
	8	清拭（可能な入浴）			△	○	○
	9	リハビリ（可能な範囲）				○	○
	10	日中活動（可能な範囲）				△	○
	11	防寒・避暑対策			○	○	○
	12						
備蓄品・救援物資	1	備蓄品の量等確認し、災対本部へ報告		△	○		
	2	当面の分配計画を決める。（災対本部）		△	○		
	3	配付する。（配付場所を放送し、各寮に取りに来てもらう。）			○	○	○
	4	救援物資を依頼する品目と量の把握（食料・水・衛生用品等）				○	○
	5	救援物資の受入場所の設営				○	
	6	救援物資の分配					○
	7						
ボランティア	1	ボランティア休憩室等の確保				○	
	2	各部門からのボランティアに依頼する業務内容・人数の集約				○	○
	3	連絡調整担当者を決める				○	
	4	受入れ調整				○	○
	5	ボランティアとの連絡調整				○	○
	6						
災害時要援護者の受入れ	1	対応できる内容を確認（対象者像・人数・支援内容等）				○	
	2	提供する場所を区画し、トイレ設置、可能な範囲で物品確保				○	
	3	施設利用のルールを掲示				○	
	4	連絡調整担当者を決める				○	
	5	自治体等へ、受け入れ可能な内容を伝える。				○	
	6	自治体等に避難者情報を確認する。（障害の種類・人数等）				○	
	7	自治体等が提供する内容を確認する。（食料・支援員・金銭負担等）				○	
	8	避難者名簿の作成（連絡先・実施機関・障害内容・支援の留意事項等）				○	○
	9	コミュニケーション支援に配慮（聴覚には掲示、視覚にはアナウンス）				○	○
	10	必要に応じてストマ等福祉用具等の確保				○	○
	11	必要に応じて空間を仕切る（自閉症対応等）				○	○
	12	支援実施記録、物品受払や金銭支払い証拠書類の整備				○	○
	13	帰宅に向けた支援					○
	14						

事業所被害状況等報告書

【各事業所 → 所管部課 → 総務部】

事業所名		報告者	所属 氏名 (連絡先)
報告時点	平成 年 月 日 () 時 分 現在		

1 職員の参集状況

参集職員数	名	(所属全職員数	名)
-------	---	---------	----

2 人的被害

(単位：人)

区 分	死 亡	負 傷			合 計	不 明
		重 症	その他	計		
職 員						
入 所 者						
その他 (来所者等)						
合 計						

3 施設・ライフラインの被害

被害なし 被害あり

区 分	被 害 状 況 ・ 処 置 状 況 ・ 復 旧 状 況 な ど

※区分欄には、被害のある事項（柱・壁・窓・電気・ガス・上下水道・電話・空調など）を記入し、それぞれ被害状況等を右欄に記入してください。

4 施設の運営状況

5 その他（事業所周辺の状況・被災者の受入状況など）

応援体制の調整票（事業団職員の派遣）

1 職員の派遣要請（被災園 ⇒ 事務局）

施設名		記入日時	
記入者		FAX番号	

1 下記のとおり、応援職員の派遣を要請します。

（1）派遣を要請する理由（園のおかれている状況）

（2）派遣を要請する職員の職種・人数等

職種	人数	期間	備考（職務内容・性別等）
		/ () ~	

2 他園との調整（事務局 ⇄ 他園）

2 各園長様
左記1のとおり職員派遣要請がありました。
派遣可能な職員の登録をお願いします。

事業団事務局 施設経営係
FAX：03-5291-3616

記入日時：

3 事業団事務局様
下記のとおり派遣可能職員を登録します。

施設名：

記入日時：

NO	氏名	職種	性別	備考(可能期間等)

3 結果（事務局発信）

4 派遣元の園長様

下記の当確職員について、
派遣をお願いします。
集合場所等は、追って連絡
します。

5 派遣先(要請元) 園長様

下記の当確職員の、受入れ
準備をお願いします。
集合場所等の留意事項を、
事務局へご連絡ください。

当確	備考

【通信欄】

災害対策本部の物品一覧

品名		数量	単位	保管場所	備考
設備機器	災害時優先電話	1	台	事務室 キーボックス下	
	災害時優先ファックス	1	台	事務室	電話線をFAX脇にある専用電話に接続すると災害時優先電話として使用可能
	パソコン	—	台	事務室 各机の上	既設のパソコンのうち使用可能なもの
	プリンター	—	台	事務室	既設のプリンタのうち使用可能なもの
	デジタルカメラ	2	個	事務室電子機器保管棚	
	テレビ	1	台	非常放送設備前	
	ホワイトボード	1	台	事務室壁面	
災害用具	ヘルメット	10	個	非常放送設備前	
	ラジオ	1	台	災害用具は、まとめて災害用物品置場のダンボール箱に保管	
	ランタン (LEDライト)	2	個		
	懐中電灯 (LEDライト)	2	個		
	乾電池	1	式		
	軍手	1	式		
事務用品	ボールペン	—			事務用品は、普段各自が使用しているものの中から、該当の事務用品を用意する。
	マジック	—			
	蛍光ペン	—			
	付箋	—			
	電卓	—			
	ホチキス	—			
	クリップ	—			
	はさみ	—			
	のり	—			
	セロハンテープ	—			
	ガムテープ	—			
	コピー用紙 (A4、A3)	—		事務室コピー機脇	
マニュアル・様式等	事業継続計画及び対応マニュアル (冊子)	2	冊	対応マニュアル、様式等は、まとめて災害用物品置場のダンボール箱に保管	
	参集職員受付簿 (様式)	2	部		
	参集途上の被災状況報告書 (様式)	5	部		
	職員参集状況集計表 (様式)	2	部		
	応援体制の調整票 (利用者の受け入れ) (様式)	5	部		
	災害対策会議録 (様式)	5	部		
	事業所被害状況等報告書 (様式)	5	部		
	初動対応チェックリスト (様式)	2	部		
	FAX送信表 (様式)	5	部		
	鋸南町防災マップ	1	部		事務室壁面掲示
職員緊急連絡網	2	部			
災害用伝言ダイヤルの操作方法	2	部			
その他	救急箱	1	個	医務室	
	現金	1	式	事務室内金庫	

備蓄物品一覧

例

(1) 防災・生活用品

※日常生活用品は特別の備蓄はせず、常時5日分はプラスして発注する。

品名	必要数	現在の数量と保管場所	備考
1 非常用発電装置			
2 非常用発電装置の燃料 ()			
3 ポータブル電源			
4 ポータブル電源の燃料 ()			
5 懐中電灯 (LEDライト)			
6 ランタン (LEDライト)			
7 ヘッドライト			
8 ラジオ (手巻充電式)			
9 電池 (単1・2・3・4)			
10 携帯充電器 (手巻き式)			
11 ヘルメット			
12 軍手			
13 防塵マスク			
14 ジャッキ			
15 シャベル			
16 バール			
17 のこぎり			
18 ブルーシート			
19 給水用ポリタンク			
20 蓋付きバケツ			
21 ビニールテープ			
22 ガムテープ			
23 非常用トイレ (組立型) 本体			
24 非常用トイレ (組立型) の袋			
25 非常用トイレ (既存トイレ活用型) ネット			
26 非常用トイレ (既存トイレ活用型) の袋			
27 トイレ用ペーパー			
28 ティッシュペーパー			
29 ウエットティッシュ			
30 速乾性手指消毒剤			
31 お尻拭き			
32 紙おむつ			
33 紙おむつ パット			
34 生理用品			
35 マスク			
36 ビニール手袋			

	品名	必要数	現在の数量と保管場所	備考
37	使い捨てガウン			
38	ゴミ袋			
39	レジ袋			
40	消臭剤			
41	水のいないシャンプー			
42	洗口液			
43	バスタオル			
44	タオル			
45	毛布			
46				
47				

(2) 水、食料、調理用品

※職員・通所サービス利用者分等も含めて最低3日分を確保する。（消費期限のあるものは訓練時に消費）
避難者を受け入れた場合等予定以上に必要となることも想定されることから多めに用意する。

	品名	必要数	現在の数量と保管場所	備考
1	受水槽内			
2	飲料用ペットボトル			
3	給水用タンク			
4	非常用かゆ			
5	非常用アルファ米			
6	非常用ごはん			
7	レトルト食品（ ）			
8	レトルト食品（ ）			
9	缶詰（ ）			
10	缶詰（ ）			
11	カロリーメイト等			
12	栄養補助食品（ビタミン●）			
13	経管栄養剤			
14	ミキサー食用ブレンダー食			
15	アレルギー対応食			
16	缶切り			
17	使い捨て容器 皿			
18	使い捨て容器 ボール			
19	使い捨て容器 コップ			
20	スプーン（使い捨て）			
21	フォーク（使い捨て）			
22	割り箸			
23	食品包装フィルム			
24	アルミホイル			

	品名	必要数	現在の数量と保管場所	備考
25	カセットコンロ・ガス			
26	かまど・炭			
27	マッチ・ライター等			
28				
29				

(3) 薬・応急手当用品

	品名	必要数	現在の数量と保管場所	備考
1	ストレッチャー・担架			
2	AED・バッテリー			
3	体温計			
4	聴診器			
5	血圧計			
6	ピンセット			
7	はさみ			
8	毛抜き			
9	膿盆			
10	打鍵器			
11	手袋			
12	マスク			
13	速乾性手指消毒剤			
14	消毒薬			
15	脱脂綿			
16	滅菌ガーゼ			
17	絆創膏			
18	綿棒			
19	包帯			
20	三角巾			
21	アルフェンス 号（固定用品）			
22	サージカルテープ			
23	シップ			
24	カイロ			
25	熱さまシート			
26	うがい薬			
27	目薬			
28	胃腸薬			
29	鎮痛剤			
30	風邪薬			
31				
32				

各自で用意したい防災物品一覧（携行・職場に保管）

例

品 目		備 考	確認
日 々 携 行	1 携帯電話		
	2 ライト（ミニ・手動充電）	*一体型で、手動充電できるものでも。 *ラジオは携帯（ラジコ）で代替も	
	3 携帯電話充電器（ミニ・手動充電）		
	4 携帯ラジオ		
	5 ホイッスル（笛）		
	6 飲み物		
	7 非常食	カロリーメイト・キャラメル・ドライフルーツ等	
	8 ポケットティッシュ		
	9 ウエットティッシュ（除菌）		
	10 大判ハンカチ		
	11 マスク		
	12 携帯トイレ		
	13 アルミブランケット		
	14 絆創膏		
	15 常備薬		
	16 ポケット版マニュアル		
	17 筆記用具		
	18 職員カード		
	19 健康保険証		
	20 現金（10円玉も）		
職 場 に 備 蓄	1 飲料水	1日2リットル ※園でも備蓄	
	2 野菜ジュース(常温保存可)		
	3 非常食	主食・おかず・デザート	
	4 カロリーメイト等		
	5 アルファ米	お湯か水いれれば食べられる	
	6 缶詰	魚・豆類・煮物・フルーツ等	
	7 カップ麺・レトルト食品等	お湯は職場のガスコンロで沸かす	
	8 おやつ		
	9 栄養補助食品（ビタミン剤等）		
	10 着替え		
	11 ストール		
	12 タオル・てぬぐい		
	13 ティッシュペーパー		
	14 ウエットティッシュ		
	15 水のいらぬシャンプー		
	16 洗口液		
	17 マスク		
	18 携帯トイレ		
	19 生理用品		
	20 ポリ袋		
	21 アルミブランケット	冬季は防寒、夏期は避暑	
	22 カイロ		
	23 うがい薬		
	24 目薬		
	25 常備薬		
	26 コンタクト用品・予備の眼鏡		
	27 雨具		
	28 自宅までの地図		

参集時の服装・持ち物一覧

例

品 目		備 考	確認欄
服装	1 長袖	動きやすい服	
	2 長ズボン	動きやすい服	
	3 ヘルメット・防火頭巾・帽子等	頭部を保護するもの	
	4 手袋・軍手		
	5 リュック		
	6 安全靴又は底の厚いスニーカー等		
持ち物	1 携帯電話	カメラ機能があれば活用	
	2 懐中電灯・予備電池	一体型で、手動充電できるもの等は便利	
	3 携帯電話充電器（手巻式）		
	4 携帯ラジオ・予備電池		
	5 ホイッスル（笛）		
	6 飲み物		
	7 非常食		
	8 着替え		
	9 タオル・てぬぐい		
	10 ティッシュペーパー		
	11 ウエットティッシュ		
	12 マスク		
	13 携帯トイレ		
	14 生理用品		
	15 ポリ袋		
	16 アルミブランケット	冬季は防寒、夏期は避暑	
	17 カイロ		
	18 消毒薬		
	19 絆創膏		
	20 三角巾か大判バンダナ		
	21 風邪薬		
	22 胃腸薬		
	23 鎮痛剤		
	24 目薬		
	25 その他常備薬		
	26 コンタクト用品・予備の眼鏡		
	27 雨具		
	28 地図		
	29 ポケット版マニュアル	自身の緊急連絡先・血液型等 災対本部連絡先・伝言ダイヤル使用法等	
	30 職員カード		
	31 健康保険証		
	32 現金	公衆電話用に10円玉も	
	33 筆記用具	油性マジック	

参集途上の被災状況報告書

例

所属		氏名	
住所(区市町村名)		参集手段	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他()
自宅出発時間	月 日() :	園到着時間	月 日() :
主な参集経路			

被災場所	被災状況

※ 特に、施設周辺や施設から医療機関へ通じる道路状況等について

利用者・職員の安否確認兼報告書

作成日時：平成 年 月 日（時 分）

寮名： _____

作成者名： _____

部屋名： _____

（利用者の状況） 該当欄に○をしてください。

項番	利用者氏名	所在				安否		状況				救援要請		備考
		施設内	学校	その他	不明	確認済	未確認	無傷	軽症	重症	未確認	不要	必要	
幼児														
1														
2														
3														
小学生														
4														
5														
6														
7														
8														
中学生														
9														
10														
11														
12														
高校生														
13														
14														
15														
	合 計													

（職員の状況）

負傷等の職員がいる場合はこちらにお書きください。

各寮の施設・設備等点検報告書

作成日時	平成 年 月 日 () :	点検建物	
所属・氏名		点検時刻	時 分 ~ 時 分

1 避難の必要性について (建物の使用可否)

No.	該当する項目にチェックする		備考
1	<input type="checkbox"/> 避難すべき状況である	<input type="checkbox"/> 現時点では避難する必要なし	

2 建物の状況について

No.	該当する項目にチェックする			備考
1	<input type="checkbox"/> 倒壊又は半壊している	<input type="checkbox"/> 倒壊又は半壊の危険性がある	<input type="checkbox"/> 倒壊又は半壊の危険性がない	
2	<input type="checkbox"/> 傾いている	<input type="checkbox"/> 傾いているように感じる	<input type="checkbox"/> 傾いていない	
3	<input type="checkbox"/> 大きな亀裂やひび割れがある	<input type="checkbox"/> 小さな亀裂やひび割れがある	<input type="checkbox"/> 亀裂やひび割れはない	
4	<input type="checkbox"/> 火災が発生している(発生した)	<input type="checkbox"/> 煙が出ている(出ていた)	<input type="checkbox"/> 火災や煙の発生等はない	
5	<input type="checkbox"/> ガスが漏れている	<input type="checkbox"/> ガスのにおいがする	<input type="checkbox"/> ガス漏れ等はない	
6	<input type="checkbox"/> ガラス窓等が広範囲で破損	<input type="checkbox"/> ガラス窓等が狭範囲で破損	<input type="checkbox"/> ガラス窓等の破損はない	
7	<input type="checkbox"/> 天井・壁材が落下している	<input type="checkbox"/> 天井・壁材落下の危険性あり	<input type="checkbox"/> 天井・壁材落下の危険性なし	
8	<input type="checkbox"/> 床材が破損している(穴・段差)	<input type="checkbox"/> 床材破損の危険性がある	<input type="checkbox"/> 床材破損の危険性はない	
9	<input type="checkbox"/> 給水管や排水管等から水漏れ	<input type="checkbox"/> 給水管等から水漏れなし		

3 設備等の状況について

No.	該当する項目にチェックする		備考
1	<input type="checkbox"/> 照明等が破損又は落下	<input type="checkbox"/> 照明等の破損・落下の危険性	<input type="checkbox"/> 照明等の破損・落下の危険なし
2	<input type="checkbox"/> 大量の障害物がある (棚が転倒した等)	<input type="checkbox"/> 障害物は少量 (短時間で片付け可能)	<input type="checkbox"/> 特に障害物はない
3	<input type="checkbox"/> 照明が点灯しない	<input type="checkbox"/> 照明が点灯している	
4	<input type="checkbox"/> 電気が使用できない	<input type="checkbox"/> 電気が使用できる	
5	<input type="checkbox"/> 冷暖房機器が使用できない	<input type="checkbox"/> 冷暖房機器が使用できる	
6	<input type="checkbox"/> 電話が使用できない	<input type="checkbox"/> 電話が使用できる	*内線、外線共に確認 *外れている受話器は戻す
7	<input type="checkbox"/> トイレが使用できない	<input type="checkbox"/> トイレが使用できる	*汚水溢れ、水を流せない等
8	<input type="checkbox"/> 蛇口から水が出ない	<input type="checkbox"/> 蛇口から水が出る	
9	<input type="checkbox"/> 風呂場のお湯が出ない	<input type="checkbox"/> 風呂場のお湯が出る	

4 その他特記事項

--

共通設備及びライフライン点検報告書

項番	点検項目 (又は設備名称)	点検方法(点検の視点、ポイント等)	異常の有無	点検時刻、点検者、状況説明	設備問い合わせ先
1	給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・水が止まっていないか ・水が濁っていないか ・給水管などから漏水していないか ・受水槽のポンプに異音、停止、振動がないか 	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常無しと思われる <input type="checkbox"/> 異常有り <input type="checkbox"/> 点検困難		
2	排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの水が流れるか ・異臭がしないか ・浄化槽の周辺で異音がないか 	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常無しと思われる <input type="checkbox"/> 異常有り <input type="checkbox"/> 点検困難		
3	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気が点灯するか ・異常を知らせる赤いランプが点灯していないか 	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常無しと思われる <input type="checkbox"/> 異常有り <input type="checkbox"/> 点検困難		
4	ガス・給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスメーターが赤いランプが点灯していないか ・ガス漏れによる異臭がしないか ・調理室のガス器具の点火ができるか ・お湯が出るか 	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常無しと思われる <input type="checkbox"/> 異常有り <input type="checkbox"/> 点検困難		
5	放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気が供給されているか ・実際に放送してみて、問題なく使用できるか 	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常無しと思われる <input type="checkbox"/> 異常有り <input type="checkbox"/> 点検困難		
6	電話・通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・内線は使用できるか ・外線は使用できるか ・ファイルサーバやシステムにアクセスできるか ・インターネットができるか ・メールができるか 	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常無しと思われる <input type="checkbox"/> 異常有り <input type="checkbox"/> 点検困難		
7			<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常無しと思われる <input type="checkbox"/> 異常有り <input type="checkbox"/> 点検困難		
8			<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常無しと思われる <input type="checkbox"/> 異常有り <input type="checkbox"/> 点検困難		

鋸南町地震ハザードマップ

建物倒壊危険度・液状化危険度

■建物倒壊危険度とは？

建物倒壊危険度は、字や町丁目を単位とした地域ごとに分布する建物の特性（建物の構造と建築年次）に基づき、揺れやすさマップに示した揺れの大きさによる建物全壊率（地域内の全ての建物の中で揺れにより全壊する建物の割合）を評価したものです。

これは、過去の地震被害における全壊建物のほとんどが、建築基準法改正前の昭和56年以前に建築された木造建物であることに基づいています。したがって、古い木造建物が多い地域で、揺れが大きいほど相対的に危険度が高くなります。

なお、この建物倒壊危険度は、地震による個々の建物の危険度を表したのではなく、各地域の平均的な建物被害の危険性を表しています。

地震による建物倒壊危険度	
危険度	全壊率
危険度6	10% ~ 15%
危険度5	5% ~ 10%
危険度4	3% ~ 5%
危険度3	2% ~ 3%
危険度2	1% ~ 2%
危険度1	1% 未満

■全壊とは

住家その居住のための基本的機能を喪失した状態を「全壊」といいます。

住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとしてされています。



※災害写真データベースの写真を使用

■耐震化の重要性

地震による死亡やケガの原因で最も多いのは、建物の倒壊や家具の転倒による窒息・圧死です。また、倒壊した建物は、災害後の応急活動に支障をきたす恐れがあります。

地震の被害を防ぐためには、**建物の耐震化が極めて重要**です。

まずは専門家による耐震診断を受けて、耐震性を確かめましょう。



■木造住宅の耐震診断

以下のような建物は、耐震性が不足している可能性が高いと考えられます。外見には異常がみられなくても、専門家による耐震診断を受けることが大切です。

- 新耐震設計基準の施行（昭和56年）より前に施工された建物
- 過去に大きな災害を経験した建物
- 壁や窓の配置のバランスが悪い建物
- シロアリ等の被害の見られる建物

■耐震診断の補助事業

耐震性のない木造戸建住宅で耐震診断を実施する場合、補助を受けられる制度があります。

鋸南町地域振興課まで、お気軽にご相談ください。



■液状化危険度とは？

液状化とは、地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象のことで、地下水位が高く、ゆるい砂からできた地盤で揺れが発生した場合に起こる現象です。この現象が起こると、地盤が建物を支えられなくなり、建物が傾いたり、転倒することもあります。

液状化危険度は、液状化現象が予想される地域について、その発生する可能性をランク毎に色分けして表したものです。

- 液状化の可能性がきわめて高い
 - 液状化の可能性が高い
 - 液状化の可能性は低い
- 上記凡例に該当しない地域は、液状化の可能性はかなり低い

■地震時の心得10ヶ条

- ① まずは身の安全確保
- ② すばやく火の始末
- ③ 窓や戸を開けて出口を確保
- ④ 火が出たら消火
- ⑤ 外へ出るときはあわてずに
- ⑥ ブロック塀などに近づかない
- ⑦ かけ崩れや津波に注意
- ⑧ 避難は徒歩で
- ⑨ 協力し合って応急救護
- ⑩ 正しい情報を入力

※全国消防長会のイラストを使用

■室内の安全対策

住宅の倒壊を免れても、タンスなどの家具の転倒や、テレビなどの電化製品の移動、食器や窓ガラスの破損により、ケガをしたり、避難行動に大きな支障が出る場合があります。

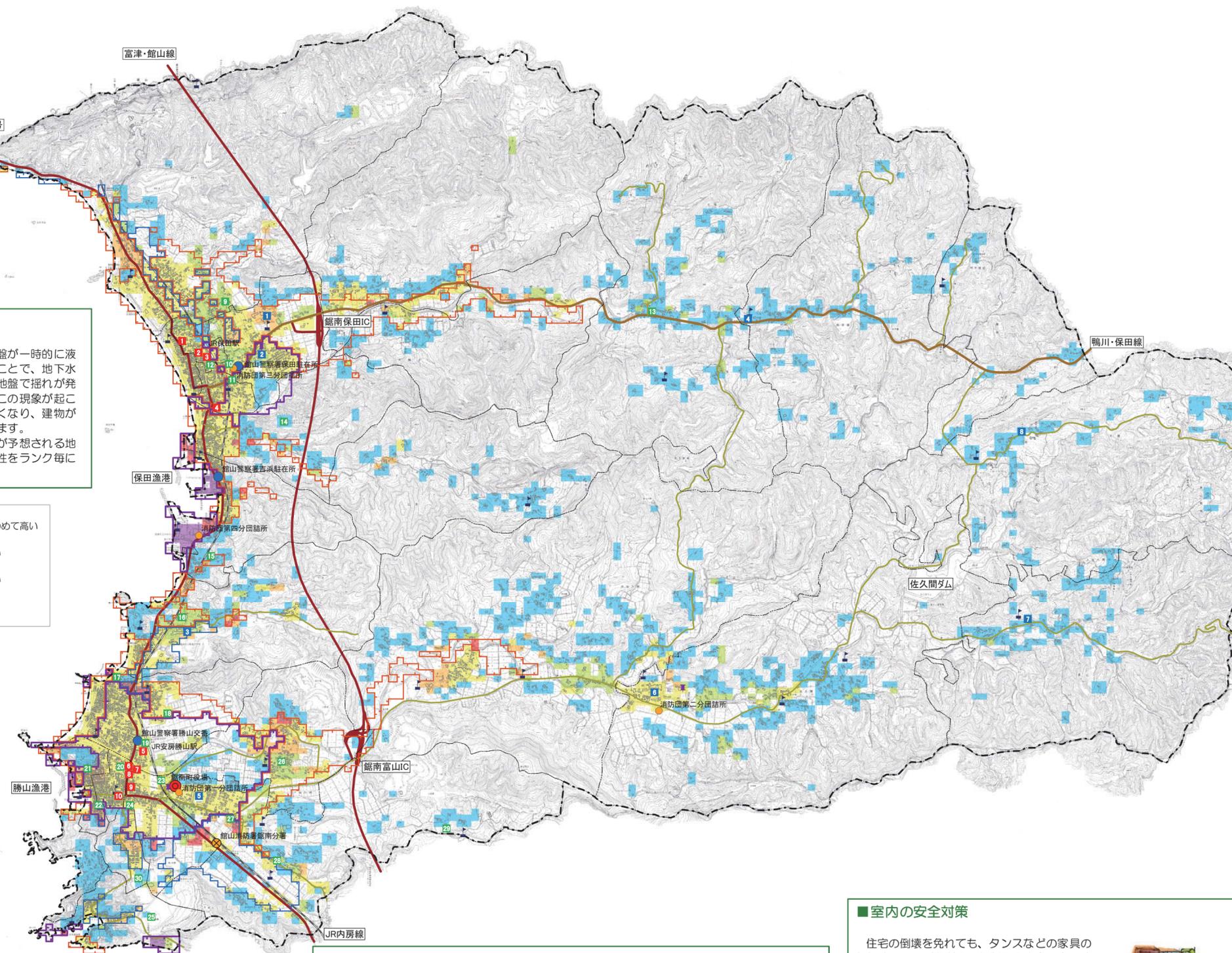
室内の安全性の確保を心がけましょう。



■避難時の持ち物

リュックなど背負えるものに、非常時持ち出し品を準備しておきましょう。食料品や水は、定期的に交換しましょう。

- 水・食料品
- 救急用具
- 避難用具（携帯ラジオ、懐中電灯など）
- 衣類（下着類、防寒性、タオルなど）
- 生活用品（万能ナイフ、ライターなど）
- その他（現金、貯金通帳、印鑑など）



- 防災無線
- 備蓄倉庫
- 防災無線基地（鋸南町役場）
- 警察（交番・駐在所）
- 消防署
- 消防分団詰所
- 第一次緊急輸送道路（県指定）
- 第二次緊急輸送道路（県指定）
- 鋸南町指定緊急輸送道路

1:25,000
0 0.25 0.5 1 km

お問い合わせ先
鋸南町総務企画課
電話 0470-55-4801



津波の危険を感じたら！！
津波警報が出たり、津波の危険を感じたら、ただちに高台や高いビルに避難しましょう。
津波は何度も繰り返し襲ってきます。警報や注意報が解除されるまで、海には近づかないようにしましょう。
警報の解除されるまでは避難を続け、ラジオやテレビなどからの最新情報を確認しましょう。

- 県による津波浸水予測区域
- 住民による津波避難対象区域

津波浸水区域
元禄地震を想定して千葉県が予想した津波浸水区域と、それに基づいて住民の方々が作成した避難対象区域を示しています。
震源の位置や地震の規模が異なれば、マップに示した浸水区域よりも広い範囲で浸水する可能性があります。

鋸南町地震ハザードマップ

揺れやすさ・防災マップ

地震ハザードマップ作成の目的
大きな地震が発生すると、建物が倒壊したり、家具が倒壊するなどの被害が生じる恐れがあります。阪神・淡路大震災では、亡くなった方の約8割以上が住宅等の倒壊による圧死が原因とされています。
地震から命と財産を守るためには、住宅等の耐震化が重要であるとともに、地震に備えて防災意識を高めることが重要です。
そのため、鋸南町では将来発生する恐れがある地震が起きた場合の住宅等の被害の可能性を詳細に示した地震ハザードマップを作成し、平成23年3月に公表しました。

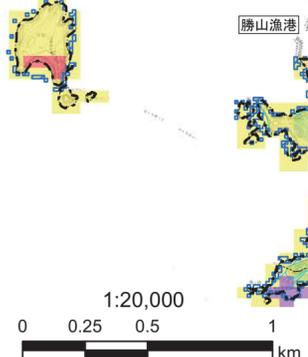
お問い合わせ先：鋸南町総務企画課
電話 0470-55-4801

広域避難場所及び避難所		
番号	名称	区域
1	保田小学校	保田 全域
2	保健福祉総合センター すこやか	保田 全域
3	鋸南中学校	保田 全域
4	鋸南コミュニティセンター	鋸東地区
5	勝山小学校	勝山 全域
6	旧佐久間小学校	佐久間 全域
7	奥山公民館	奥山 地区
8	大崩公民館	大崩 地区

一時避難場所		
番号	名称	区域
9	存林寺境内	保田 地区
10	保田総合センター	保田 地区
11	保田神社境内	保田 地区
12	加茂神社境内	保田 地区
13	小保田公民館	小保田 地区
14	足立区立鋸南自然の家	大椎子 地区
15	妙本寺境内	大六・吉浜地区
16	葛飾区立保田しおさい学校	大六・吉浜地区
17	神明神社境内	竜島 地区
18	竜島集落センター	竜島 地区
19	JR安房勝山駅	竜島 地区
20	加知山神社境内	勝山 地区
21	法福寺境内	勝山 地区
22	内宿青年館	勝山 地区
23	安房農協遊楽場	田町 地区
24	旧新平駐車場	田町 地区
25	岩井袋運動場	岩井袋 地区
26	熊野神社境内	本郷 地区
27	池田商店駐車場	間向 地区
28	母子コミュニティセンター	間向 地区
29	山田集会所	間向 地区
30	鋸南町B&G海洋センター	勝山 全域

医療機関		
番号	名称	所在地
1	鋸南やまだ医院	鋸南町保田28-1
2	川崎産科医院	鋸南町保田65
3	鋸南産科クリニック	鋸南町保田248-4
4	鋸南病院	鋸南町保田359
5	森永産科医院	鋸南町竜島849-1
6	勝山クリニック	鋸南町勝山319
7	武内クリニック	鋸南町勝山360
8	原産科医院	鋸南町勝山358
9	伊藤医院	鋸南町下佐久間3618
10	いけだ産科医院	鋸南町勝山434

- 防災無線基地（鋸南町役場）
- 警察（交番・駐在所）
- 消防署
- 消防分団詰所
- 備蓄倉庫
- 防災無線
- 第一次緊急輸送道路（県指定）
- 第二次緊急輸送道路（県指定）
- 鋸南町指定緊急輸送道路



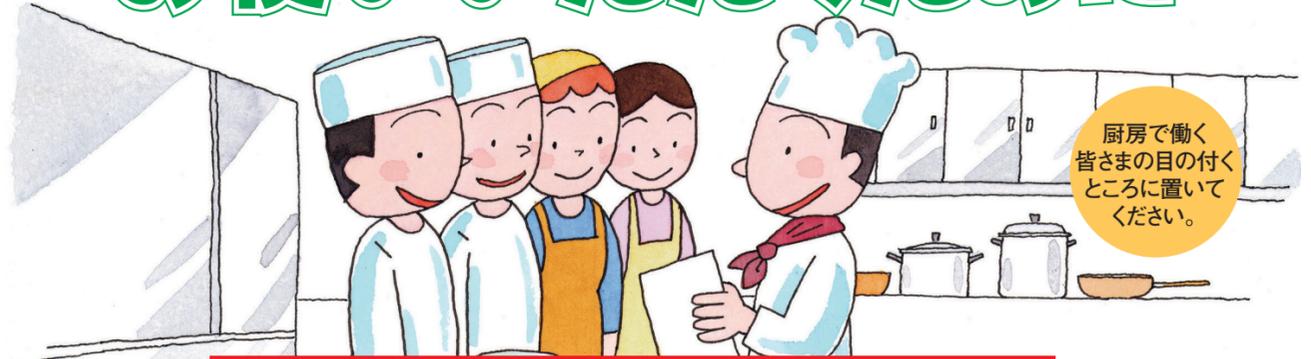
揺れやすさマップとは？
揺れやすさマップは、鋸南町で想定される地震が発生した場合、どのくらいの震度が予測されるかを示したものです。
このマップでは、鋸南町に影響を及ぼす可能性のある①東京湾北部地震、②千葉県東方沖地震、③三浦半島断層群による地震、④鋸南町直下型地震のうち、最も影響が大きいと予測される④鋸南町直下型地震を想定し、マグニチュード6.9規模（平成19年に発生した能登半島地震や新潟県中越沖地震と同程度）の地震が発生した場合、町内の地形や地質などの土地条件などから予測される震度分布を50mメッシュ単位に算出して色分けにより地域の傾向として示しています。
震源の位置や地震の規模が異なれば、地域の地表の揺れは、マップに示した震度よりも強くなったり弱くなったりすることがあります。

揺れの強さ	弱 ← 震度5強 震度6弱 震度6強 → 強		
震度	震度5強	震度6弱	震度6強
計測震度	5.0~5.5	5.5~6.0	6.0~6.5 (計算上の上限値は6.1)
人の体感・行動	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	立っていることが困難になる。	立っていることができません、はかないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
屋内の状況	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
屋外の状況	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。



※全国消防長会のイラストを使用

安全・安心に お使いいただくために



ご存知でしたか。LPガスでは、ご家庭と同じようにさまざまな保安サービスを行っています。

- LPガス容器からガスメーターの出口までは供給設備と呼ばれ、LPガス販売店が責任を持って点検と維持管理を行います。
- ガスメーターの出口からガス器具までは消費設備と呼ばれ、法律上の管理責任は業務用消費者の皆さまにあります。日常の点検・維持管理は普段LPガスを使っている皆さまで行ってください。

LPガスの保安業務

LPガスを安全にお使いいただくために、法律に基づき定期的に周知や消費者宅の点検・調査の保安業務を行いますが、認定を受けた保安機関に販売店が委託している場合があります。保安機関が訪ねた時にご協力をお願いいたします。

周知

業務用厨房の使用上の注意点や事故を起さないための情報などを定期的に文書でお知らせします。

年1回
(または2年に1回)
行います。

緊急時連絡と緊急時対応

業務用厨房でのガス漏れなどの時、すみやかに対応します。



緊急時は
30分以内に
無料対応

緊急時の
連絡先は
夜間・休日
も対応

供給開始時点検・調査

業務用厨房のガス器具も含めたLPガス設備全体の点検・調査を行います。

供給開始時
に行います。

容器交換時等供給設備点検

容器の転倒防止の確認など、バルク・容器周りの点検を行います。

容器の
交換時に
(または月1回以上)
行います。

定期供給設備点検

ガス漏れの有無など、調整器からガスメーターの供給設備の点検を行います。

4年以内に
1回行います。

定期消費設備調査

業務用厨房のガス器具、給排気、ホース、配管などの消費設備の調査を行います。

4年以内に
1回行います。

◎「保安業務」は無料で行います。「消費設備」の修理や改善が必要な時は有料となります。

ガス器具・換気扇等の点検・修理の連絡先 (記入欄)

※点検・修理の連絡先は、あらかじめ取扱説明書や器具メーカーのホームページ等で確認してください。

品名・器具名	メーカー名	設置年月	点検・修理の連絡先
①			☎
②			☎
③			☎
④			☎
⑤			☎
⑥			☎
⑦			☎
⑧			☎

LPガス緊急時の連絡先

連絡先:

電話:

緊急時の連絡先は24時間無料で対応しています。

LPガス販売店名

外国語版(英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・スペイン語)もホームページでご覧いただけます。
LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。http://www.lpg.or.jp/

LPガス安全委員会
2012.10

LPガスをご使用の皆さまへ —— 業務用厨房事故について



ここ数年、業務用厨房事故が増加の傾向にあります。業務用厨房での事故発生は従業員だけでなく第三者(お客さま)にも被害を与える可能性が高く、徹底した保安意識の向上が求められています。

ご注意

《ガス漏えい・ガス爆発》

未点火、誤開放、立ち消えによるもので、とくに業務用厨房機器には一般家庭用とは異なり、立ち消え安全装置が付いてないものが多く注意が必要です。

《CO中毒》

給排気不良(換気扇を回さない、給気口をふさぐ、窓を開けないなど)により有毒なCO(一酸化炭素)が発生し事故となっています。業務用では燃焼量が大きくかつ長時間使用するため、使用時の換気確認が必要です。

ガス臭いと感じたら、その時の対応は!



火気は絶対使用しないでください。

- 着火源となる裸火、換気扇、電気などのスイッチにも絶対手を触れないでください。
- 電気のスイッチは切る時にも火花がでます。切ることもしないでください。

火気厳禁



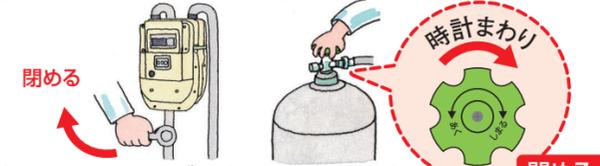
戸や窓を大きくあけてガスを外に追い出して。

- LPガスは空気より重いので、低いところに溜まったガスにもご注意ください。



すべての器具栓、ガスの元栓を開めて。

- ガスメーターバルブか容器バルブは必ず閉めてください。



◎ガスメーターバルブの位置がわからない時は、あらかじめLPガス販売店に確認してください。

ガス漏れの状況をすぐに連絡してください。



「緊急時の連絡先」への
連絡手順

- お店の名前
- ご住所
- その場の状況
- 営業中・お客さまの有無

「緊急時の連絡先」の
指示に従ってください。

◎避難するよう指示があったら、お客さまの避難誘導をしてください。

◎緊急時の連絡先は、あらかじめLPガス販売店に確認してください。(緊急時の連絡先は、24時間無料で対応しています。)

日々、皆さまに行っていただきたい 「安全チェックのポイント」!

安全装置の付いてないもの、燃焼が見えにくいものはとくにご注意ください。

- 点火操作を繰り返して、器具に溜まったガスに引火する事故が発生しています。再点火する時は、とくに注意してください。
- 煮こぼれ・風で火が消えることがあります。その場を離れず、目で確認してください。
- 燃焼器具が老朽化したり、故障したりしていないか注意してください。

燃焼が見えにくいものは、とくに注意してください。



- ✓ 点火の確認
- ✓ 点火の繰り返し・再点火
- ✓ 立ち消え
- ✓ 器具栓の閉め忘れ

- 点火を確認しない事故が発生しています。必ず目で確認!
- 使用後も器具栓がしっかりと閉まっているか確認!



✓ ゴムホース (ゴム管) は

- 焼けこげやひび割れができていないか!
- 清掃や点検などを行った後にガスの元栓、器具栓の赤い線まで差し込まれているか!
- ホースバンドでしっかり止まっているか!



✓ 使っていないガスの元栓は

- つまみは「閉」になっているか!
- ガスの元栓用のゴムキャップがついているか!



✓ 換気の確認

- 換気扇を回さないことによるCO(一酸化炭素)中毒事故が多く発生しています。
- 仕込み中や開店時に換気扇が回っていることを必ず確認!



⚠ CO中毒について!

燃焼器具は空気(酸素)が不足したまま使用していると不完全燃焼を起こし、CO(一酸化炭素)が発生します。COは毒性がとても強く少し吸い込んだだけでも頭痛・吐き気などかき、気がついた時には動けず死にいたる危険性があります。業務用換気警報器(CO警報器)の設置をおすすめします。

✓ 給排気口の確認

- 業務用ガス器具は、正しく燃焼するために多量の空気を必要とします。
- 給気口が荷物でふさがっていないか確認!



✓ 業務用換気警報器(CO警報器)は

✓ ガス警報器は

- 清掃などで取り外した時は、電源を必ず元通りにしてください。(コンセントが抜けていないか)
- 電池式の場合は、電池が切れていないか確認してください。
- 警報器の交換期限を確認してください。



✓ ガス使用時の引き継ぎ

- ガス使用中に交代する時は、あとの方に状況を伝え引き継ぎを行ってください。



トロ火になっているから注意してよ!!

ガスが突然止まったら(ガスを再開するときの安全確認)

- ✓ ガス漏れやガス臭いときは、ガスを使用せず、LPガス販売店か緊急時の連絡先に連絡してください。
 - ✓ ガス器具が損傷していたときには、ガスを使用せず器具メーカーに修理を依頼してください。
 - ✓ ガスがしゃ断された場合は、ガスメーターの表示を確認し復帰を行ってください。
- ※「圧力が低下した時」や「大量漏えい」のしゃ断表示の場合は、LPガス販売店か緊急時の連絡先に連絡してください。

ガスメーター(マイコンメーターSやSB)の機能と表示

■ ガスしゃ断の機能

- 長い時間ガスを使用したときやガス器具の消し忘れのとき、自動的にガスをしゃ断します。(マイコンメーターSのみ)
- ガス使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたとき、自動的にガスをしゃ断します。ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。
- 配管の折損やゴム管がはずれたときなど、大量のガスが流れたとき、自動的にガスをしゃ断します。

■ ガスしゃ断時の表示

- ガスの流れや圧力などに異常があると、自動的にガスをしゃ断し、原因が表示されます。



※ガス警報器とガスメーターが連動している場合、警報が鳴ったときも地震しゃ断と同じ表示になります。

ガスメーターの復帰方法

■ 次の手順で復帰操作を行ってください。

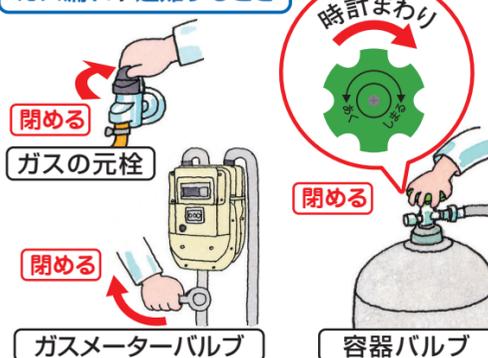
- 1 器具栓をすべて閉めてください。
● 使っていないガスの元栓が閉まっていることを確認してください。
- 2 左側の復帰ボタンを押してください。
● 「ガス止」の文字が消えます。
- 3 液晶の文字とランプが点滅します。
● 1分間お待ちください。
※ランプが復帰ボタン部にあるものもあります。
- 4 液晶の文字とランプが消えます。
● 復帰完了です。
● ガスは使えます。

※復帰操作をしても復帰しない場合(再び「ガス止」表示が出る)は、復帰操作を繰り返さずLPガス販売店の点検を受けてください。

地震・火災・災害が起きたら

- 避難するときやガスの臭いがするときは、ガスの使用をやめて、器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めてください。

ガス漏れや避難するとき



※家屋等に被害が発生した地域では、ガス漏れや容器の点検を順次行いますので、点検の際にはご協力をお願い申し上げます。

✓ こんなときはすぐに連絡を!

- 器具メーカーかLPガス販売店に、すぐ点検を依頼してください。
- 点検・調査は無料で行いますが、修理や改善が必要なときは有料となります。

炎	炎が安定しない	炎が黄色い	炎が赤い
	使用中に消火した	爆発的に着火する	火移りにくい
操作	点火しにくい	点火しない	
	異常音をたてて燃える	ガスの臭いがする	
器具	運転中に排気ガスの臭いがする		



備蓄防災用品(停電時対応、感染症対応含む)

管理単位	品名	感染用兼	保管場所	必要保管数	現在数	不足数	備考
寮	携帯ラジオ						
	懐中電灯(自立できるもの)						
	マッチ						
	ろうそく						
	防災頭巾						
	ヘルメット						
	緊急避難用品(水不足の場合)						
	呼び笛						
	感染セット(ノロ対策)						
医務室	救急用具一式		医務室	大型ケースに保管			
	ピューラックス(ノロ対策)	感染	医務室				
	体温計	感染					
	マスク(大人用、児童用)	感染					
全体	非常食3日分	感染	調理室倉庫	780食(児童64職員16、3食3日+60食)			サバイバルフーズ
	食材	感染	調理室倉庫				
	飲料水(一人1日3ℓ)	感染	調理室倉庫 C棟談話室	720ℓ(児童64職員16、3ℓ3日)			
	雑用水		保育棟	720ℓ飲料水の期限切れ			
	調理用水	感染	C棟談話室				
	手指消毒	感染	C棟談話室				
	手指用アルコール	感染	C棟談話室				
	防塵マスク	感染	C棟談話室				
	トイレトペーパー	感染	C棟談話室	12ロール×16包			
	ティッシュペーパー	感染	C棟談話室	5箱×5包			
	衣料用洗剤	感染	C棟談話室	32			
	柔軟剤	感染	C棟談話室	10			
	食器用洗剤	感染	C棟談話室	16			
	キッチンレンザー	感染	C棟談話室	2			
	キッチンペーパー	感染	C棟談話室	13			
	キッチンタオル	感染	C棟談話室	4ロール×30包			
	ハンドタオル	感染	C棟談話室	22			
	洗顔石けん(洗顔フォーム)	感染	C棟談話室	16			
	歯磨き粉	感染	C棟談話室	16			
	食品用ラップ	感染	C棟談話室	22			
	アルミホイル	感染	C棟談話室	16			
	生理用品	感染	C棟談話室	12			
	ボディソープ	感染	C棟談話室	16			
	シャンプー	感染	C棟談話室	16			
	ハンドソープ	感染	C棟談話室	22			
	紙おむつ	感染	C棟談話室	4			
	使い捨てマスク	感染	C棟談話室	60枚入×18箱			
	ビニール袋(町指定ゴミ袋)	感染	C棟談話室	10枚入×16包			
	使い捨てビニール手袋	感染	C棟談話室	100枚入×16箱			
	除菌ウエットティッシュ	感染	C棟談話室	20			
	キッチン泡ハイター	感染	C棟談話室	12			
	紙コップ⇒	感染	C棟談話室	20個入×135包			
	紙皿	感染	C棟談話室				
	割箸	感染	C棟談話室				
	携帯電話用充電器(各社)						
	ソーラー充電器						
	使い捨てカイロ						
	鍋						
	万能ナイフ						
	乾電池						
	筆記用品						
	ビニールシート						
	古紙						
	拡声器						
	発電機						
ガソリン							
非常用簡易トイレ(組み立て式)							
コンロ用小型ボンベ							
毛布							
テント							
設備	受水槽		21トン、停電時は利用できない、町営水道に切り替え可能				
設備	通信回線		停電時対応型電話2台(バッテリー4~5時間)				
設備	浄化槽		停電時は使用できない。トイレは、ある程度利用可能				
設備	防寒用品		蒔200本備蓄? 大型灯油ストーブ4台 灯油の備蓄20ℓ? 毛布 児童使用分? (使い捨てカイロ)(サバイバルシート?)				
設備	ガス		停電時は使用できない。ボンベから直接ガス機器に接続禁。小型ボンベを備蓄?				

大災害時用救急箱・薬品等

毎年5月1日確認 薬品交換する。

薬品類	数量	薬品類	数量	薬品類	数量
バファリン 大人用20錠入り		サージカルテープ		不織布マスク 50枚入り	
バファリン 小児用32錠入り		伸縮カットバン		ウエルパス	
新ビオフェルミンS錠 130錠入り		くっつくテーピング(大・小)		ハンドジェル	
正露丸 100粒		防水ワンタッチ M・S		ウェットティッシュ	
		熱冷却シート16枚入り		ティッシュ 小	
マキロンS		クライム包帯(3裂)(6裂)		トイレトペーパー	
イソジンきず薬		伸縮包帯(4裂)3 (6裂)2		ウイスパー(生理用)60枚入り	
オイラックス		ガーゼ		ポリ袋 NO1 NO10	
ムヒS		綿花500g		ビニール手袋	
リバガーゼF		三角巾 大人用			
アクリノール液		眼帯		ピンセット 大1 小2	
ゼノールチックE				舌圧子	
イチジク浣腸(大・小)		体温計		はさみ	
ミノン石鹸		耳かき		爪切り	
消毒用エタノール		軍手		コツヘル	
パテックス24枚入り		綿棒 大・小		メス刃	

勝山学園 二次避難所

※把握できる範囲で記入すること。

受付番号

利用開始日

利用終了日

避難（予定）者の個別状況票

（１）本人（要援護者）の基本情報

氏名		性別	男・女
生年月日	大・昭・平 年 月 日	年齢	歳
電話		血液型	型
住所	〒		
特性等	該当に○ 備考 (障害内容等)	障害者・高齢者・乳幼児 病弱者・妊産婦・その他	福祉事務所・児相等
			名称
		かかりつけ医	TEL

（２）支援や配慮を必要とすること

食事	全介助・一部介助・不要	排泄	全介助・一部介助・不要
	常食・刻み・他（ ）	見守り	常時必要・ときどき必要
その他	(必要とする支援や配慮してほしい内容等)		

（３）二次避難所へ本人に同行する家族（支援者）等の情報

NO	氏名	年齢	性別	本人との関係	携帯電話

(4) 保護者、家族等の連絡先

氏名		携帯電話	
住所		本人との関係	

(5) 自立支援法や介護保険法のサービス等利用状況について

	障害程度区分 ／要介護度	実施機関 (区市町村)	(障)受給者証番号 (介)保険者証番号	普段利用しているサービス
自立支援法	区分			
介護保険法	要支援 要介護			

(6) 二次避難所利用の経過記録

利用前の居所	
利用開始日	年 月 日
利用終了日	年 月 日
終了後の居所	

(7) 特記事項（二次避難所利用中のこと等）

--

(8) 個人情報の取扱いに係る確認

個々の問合せに対する氏名及び住所（市町村名）の公表の可否	可 ・ 否
------------------------------	-------

※避難所の掲示板には、氏名及び住所（市町村名）を掲示します。

別の施設や病院等へ移動する場合、適切な支援ができるよう、移動先施設や病院へ本様式記載情報の提供の可否	可 ・ 否
--	-------

■ 自治体との連絡調整フロー図（二次避難所関係）

